



総政企第 298 号
平成 28 年 12 月 16 日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早 苗



諮問第 99 号
医療施設調査の変更について（諮問）

標記について、平成 28 年 11 月 24 日付け厚生労働省発政統 1124 第 3 号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



【資料2の別添】

厚生労働省発政統1124第3号
平成28年11月24日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

医療施設調査

主管部課	厚生労働省 政策統括官付参事官付 保健統計室医療施設統計第一係
事務担当者	木下 容子 電話 03 (5253) 1111 内線 7520 e-mail kinoshita-youko@mhlw.go.jp



別紙

申請事項記載書

- 1 調査の名称
医療施設調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める者 (1) 数 ア 静態調査 【病院票】 <u>8,449 施設</u> 【一般診療所票】 <u>101,469 施設</u> 【歯科診療所票】 <u>68,910 施設</u> (いずれも平成 28 年 8 月現在)</p>	<p>4 報告を求める者 (1) 数 ア 静態調査 【病院票】 <u>8,578 施設</u> 【一般診療所票】 <u>101,845 施設</u> 【歯科診療所票】 <u>69,228 施設</u> (いずれも平成 25 年 6 月現在)</p>	<p>直近の数値に更新 (平成 28 年 8 月末概数)</p>
<p>5 報告を求める事項及びその 基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 (詳細 は調査票を参照) ア 静態調査</p>	<p>5 報告を求める事項及びその 基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 (詳細 は調査票を参照) ア 静態調査</p>	<p>(別添調査票新旧対照 表のとおり)</p>
<p>6 報告を求めるために用いる 方法 (2) 調査方法 イ 動態調査 (□調査員調 査 □郵送調査 ■オンラ イン調査 □その他 ()) ウ <u>上記アにおいては、郵 送に代えて、政府統計共同 利用システムによる提出 も可能とする。イにおいて は、電子情報処理組織 (電 子メール) による提出とす</u></p>	<p>6 報告を求めるために用いる 方法 (2) 調査方法 イ 動態調査 (□調査員調 査 ■郵送調査 ■オンラ イン調査 □その他 ()) ウ <u>上記ア (病院票を除 く。) 及びイにおいて、紙 媒体の調査票に代えて、電 磁的記録媒体の郵送によ る提出も可能とする。ま た、アにおける病院票及び</u></p>	<p>動態調査は、紙媒体及 び電磁的記録媒体の郵 送による提出を廃止 し、オンライン調査に よる提出とするもの。 静態調査は、電磁的記 録媒体の郵送による提 出を廃止するととも に、病院票と同様に一 般診療所票及び歯科診 療所票の本格的なオン ライン調査導入に伴 い、三調査票すべてが</p>

<p>る。</p> <p>7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>ア 静態調査 (ア) 調査票の配布 保健所長は、平成 29 年 10 月 1 日までに、医療施設に調査票を配布する。</p> <p>(イ) 調査票の提出期限 ④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、平成 29 年 11 月上旬までに厚生労働大臣に提出する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p> <p>8 集計事項 別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。</p> <p>11 調査情報の保存期間及び保存責任者</p>	<p><u>一般診療所票については、郵送に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とする。イにおいては、郵送に代えて、電子情報処理組織（電子メール）による提出も可能とする。</u></p> <p>7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>ア 静態調査 (ア) 調査票の配布 保健所長は、平成 26 年 10 月 1 日までに、医療施設に調査票を配布する。</p> <p>(イ) 調査票の提出期限 ④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、平成 26 年 11 月上旬までに厚生労働大臣に提出する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p> <p>8 集計事項 別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。</p> <p>11 調査情報の保存期間及び保存責任者</p>	<p>紙媒体又は政府統計共同利用システムによる提出を可能とするもの。</p> <p>調査年の変更</p> <p>調査年の変更</p> <p>(別添変更結果表一覧のとおり)</p> <p>調査組織の再編に伴う変更</p>
--	---	---

(2) 保存責任者 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)	(2) 保存責任者 厚生労働省大臣官房統計情報部長	
------------------------------------	------------------------------	--

調査計画（変更後）（案）

1 調査の名称

医療施設調査

（この調査は、医療施設静態調査（以下「静態調査」という。）及び医療施設動態調査（以下「動態調査」という。）の2種類からなる。）

2 調査の目的

この調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に定める病院及び診療所（法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。以下同じ。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

静態調査は、病院票（別紙様式第1号）、一般診療所票（別紙様式第2号）及び歯科診療所票（別紙様式第3号）により、動態調査は、医療施設動態調査票（別紙様式第4号）により行う。

ア 静態調査

【病院票】 病院

【一般診療所票】 一般診療所

【歯科診療所票】 歯科診療所

イ 動態調査

法、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号。以下「省令」という。）に基づき、医療施設に関し、次に掲げる開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

（ア）開設

① 病院

令第4条の2第1項に基づく開設後の届出の受理

② 診療所

（一）法第8条に基づく開設の届出の受理

（二）令第4条の2第1項に基づく開設後の届出の受理

（イ）変更

① 病院

（一）規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について法第7条第2項に基づ

く変更の許可若しくは令第4条第1項に基づく変更の届出の受理又は規則第1条の14第1項第2号若しくは第4号に掲げる事項について令第4条第1項に基づく変更の届出の受理

(二) 法第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認又は法第29条第3項に基づく地域医療支援病院の承認の取消し

(三) 省令第2条に基づく告示

② 診療所

規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について法第7条第2項に基づく変更の許可若しくは令第4条第1項若しくは第3項に基づく変更の届出の受理、規則第1条の14第5項第3号に掲げる事項について法第7条第3項に基づく設置若しくは変更の許可若しくは令第4条第2項に基づく変更の届出の受理又は規則第1条の14第1項第2号に掲げる事項について令第4条第1項若しくは第3項に基づく変更の届出の受理

(ウ) 開設及び変更以外

① 病院

(一) 法第8条の2第2項に基づく休止若しくは再開の届出の受理若しくは法第9条第1項に基づく廃止の届出の受理又は同条第2項に基づく死亡若しくは失そうの届出の受理

(二) 法第29条第1項第2号から第4号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消し

② 診療所

上記①に同じ。

4 報告を求める者

(1) 数

ア 静態調査	【病院票】	8,449 施設
	【一般診療所票】	101,469 施設
	【歯科診療所票】	68,910 施設
イ 動態調査	都道府県	47
	保健所を設置する市	72
	特別区	23

(いずれも平成28年8月現在)

(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

ア 静態調査

静態調査は、医療施設基本ファイルに基づき、すべての医療施設について行う。

イ 動態調査

動態調査は、法、令、規則又は省令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行ったすべての都道府県、保健所を設置する市及び特別区について行う。

(3) 報告義務者

ア 静態調査

医療施設の管理者

なお、調査票の提出方法については下記6、調査票の提出期限については下記7(2)のとおり。

イ 動態調査

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長

なお、調査票の提出方法については下記6、調査票の提出期限については下記7(2)のとおり。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項(詳細は調査票を参照)

ア 静態調査

- (ア) 名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 開設者
- (エ) 診療科目
- (オ) 設備
- (カ) 従事者の数及びその勤務の状況
- (キ) 許可病床数
- (ク) 社会保険診療の状況
- (ケ) 救急病院・診療所の告示の有無
- (コ) 診療及び検査の実施の状況
- (サ) その他(ア)から(コ)に関連する事項

イ 動態調査

(ア) 開設の場合

- ① 名称
- ② 開設年月日
- ③ 所在地
- ④ 開設者
- ⑤ 診療科目
- ⑥ 許可病床数
- ⑦ 従事者数
- ⑧ 社会保険診療の状況
- ⑨ その他①から⑧に関連する事項

(イ) 変更の場合

- ① 名称
- ② 変更年月日
- ③ 診療科目
- ④ 許可病床数
- ⑤ その他①から④に関連する事項

(ウ) 開設及び変更以外の場合

- ① 名称
- ② 処分等の年月日
- ③ 処分等の種類
- ④ その他①から③に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

ア 静態調査

調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間

イ 動態調査

毎月1日から月末

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査組織

ア 静態調査

厚生労働省 ——— 都道府県 ————— 保健所 — 報告者 (医療施設)
└────────── 保健所を設置する市・特別区 ─┘

イ 動態調査

厚生労働省 ——— 報告者 (都道府県)
└────────── 報告者 (保健所を設置する市・特別区) ─┘

(2) 調査方法

ア 静態調査 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

(ア) 医療施設の管理者は、調査票に記入し、その医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

(イ) 保健所長は、医療施設に対して調査票の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

(ウ) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の保健所長から受理した調査票についてその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。

(エ) 都道府県知事は、管轄区域内の保健所長並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票を審査整理し、厚生労働大臣に提出する。

イ 動態調査 (□調査員調査 □郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

(ア) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の診療所について、法、令又は規則に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事に提出する。

(イ) 保健所を設置する市のうち指定都市 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。) の市長は、管轄区域内の病院について

て、法、令又は規則に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事に提出する。

(ウ) 都道府県知事は、管轄区域内の医療施設について、法、令、規則又は省令に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票とともに厚生労働大臣に提出する。

ウ 上記アにおいては、郵送に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とする。イにおいては、電子情報処理組織（電子メール）による提出とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 静態調査

3年。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。

イ 動態調査

毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 静態調査

(ア) 調査票の配布

保健所長は、平成29年10月1日までに、医療施設に調査票を配布する。

(イ) 調査票の提出期限

- ① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。
- ② 保健所長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。
- ③ 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事が定める期限までに、都道府県知事に提出する。
- ④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、平成29年11月上旬までに厚生労働大臣に提出する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

イ 動態調査

(ア) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、都道府県知事が定める期限までに、調査票を都道府県知事に提出する。

(イ) 都道府県知事は、提出された調査票と自ら記入した調査票を取りまとめ、調査対象月の翌月20日までに、厚生労働大臣に提出する。

8 集計事項

別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

静態調査及び動態調査の結果は、インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。

(2) 公表の期日

静態調査の結果は、調査実施年翌年 10 月に、動態調査の結果は、調査対象月の翌々月下旬に公表する。

10 使用する統計基準

本調査では、産業、職業、疾病、傷害又は死因別の集計を行わないことから、日本標準産業分類、日本標準職業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類のいずれも使用しない。

11 調査情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票： 1年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体： 永年

(2) 保存責任者

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

平成29年に実施する 医療施設調査 調査票(変更後) (案)

- | | |
|-------|----------------|
| 様式第1号 | 医療施設静態調査病院票 |
| 様式第2号 | 医療施設静態調査一般診療所票 |
| 様式第3号 | 医療施設静態調査歯科診療所票 |
| 様式第4号 | 医療施設動態調査票 |

厚生労働省



統計法に基づく
基幹統計調査

医療施設静態調査

病院票(案)



厚生労働省

(平成29年10月1日現在)

※ 整理番号		※ 保健所 符号		※ 市区町村 符号	
-----------	--	----------------	--	-----------------	--

注:※印の箇所は、記入しないでください。

(1) 施設の所在地	〒	TEL	(3) 休止・休診の状況
(2) 施設名			1 休止中 2 1年以上休診中 3 1年未満休診中

(4) 開設者	(5) 診療科目				(9) 患者数		(10) 科目別医師数(医師種別別)	
	種別	9月中 休診	9月中 特定 の曜日	あてはまるものすべてに○ 欄ぼしている科目と、9月 中休診している科目、特定 の曜日のみ欄ぼしている科 目についてください。	9月中の 外来患者数	9月30日 24時現在の 在院患者数	男性医師	女性医師
01 厚生労働省	01	01	01	内科	人	人		
02 独立行政法人国立病院機構	02	02	02	呼吸器内科	人	人		
03 国立大学法人*	03	03	03	循環器内科	人	人		
04 独立行政法人労働者健康安全機構	04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	人	人		
05 国立高度専門医療研究センター	05	05	05	腎臓内科	人	人		
06 独立行政法人地域医療機能推進機構	06	06	06	神経内科	人	人		
07 その他	07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	人	人		
08 都道府県*	08	08	08	血液内科	人	人		
09 市町村*	09	09	09	皮膚科	人	人		
10 地方独立行政法人*	10	10	10	アレルギー科	人	人		
11 日赤	11	11	11	リウマチ科	人	人		
12 済生会	12	12	12	感染症内科	人	人		
13 北海道社会事業協会	13	13	13	小児科	人	人		
14 厚生連	14	14	14	精神科	人	人		
15 国民健康保険団体連合会	15	15	15	心療内科	人	人		
16 健康保険組合及びその連合会	16	16	16	外科	人	人		
17 共済組合及びその連合会	17	17	17	リウマチ外科	人	人		
18 国民健康保険組合	18	18	18	心臓血管外科	人	人		
19 公益法人	19	19	19	美容外科	人	人		
20 医療法人	20	20	20	消化器外科	人	人		
21 私立学校法人*	21	21	21	消化器内科(胃腸外科)	人	人		
22 社会福祉法人	22	22	22	泌尿器科	人	人		
23 医療生協	23	23	23	整形外科	人	人		
24 会社	24	24	24	形成外科	人	人		
25 その他の法人	25	25	25	形成外科	人	人		
26 個人	26	26	26	形成外科	人	人		
27 医療機関(再掲)	27	27	27	美容外科	人	人		
(5) 病床数	28	28	28	眼科	人	人		
精神科病床	29	29	29	耳鼻いんこう科	人	人		
感染症科病床	30	30	30	小児外科	人	人		
結核病床	31	31	31	産婦人科	人	人		
療養病床	32	32	32	産科	人	人		
一般病床	33	33	33	婦人科	人	人		
合計	34	34	34	リハビリテーション科	人	人		
回復期リハビリテ- ーション病床(再掲)	35	35	35	放射線科	人	人		
一般病床	36	36	36	麻酔科	人	人		
療養病床	37	37	37	病理診断科	人	人		
認知症病床(再掲)	38	38	38	臨床検査科	人	人		
(6) 社会保険診療等の状況 いずれかに○	39	39	39	救急科	人	人		
1 保険医療機関	40	40	40	歯科	人	人		
2 自由診療のみ	41	41	41	矯正歯科	人	人		
(7) 救急告示の有無 いずれかに○	42	42	42	小児歯科	人	人		
1 有	43	43	43	歯科口腔外科	人	人		
2 無								

(11) 9月中の外来患者		(19) 表示診療時間の状況							(24) 診療情報電子化(電子カルテ)の状況				(28) 在宅医療サービスの実施状況				(32) 検査等の実施状況				9月中の患者数	設置の台数
初診の患者の数		通常の1週間の診療時間							1 病院全体で電子化している				1 平成29年度				骨塩定量測定				01	人
(12) 処方状況等		合計は時間単位とし、01～59分は全て0.5時間とみなし記入してください。							2 院内の一部で電子化している				2 平成30年度				気管支内視鏡検査*				02	人
入院患者への薬剤管理指導		表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。							3 今後電子化する予定がある				3 平成31年度				上部消化管内視鏡検査*				03	人
外来患者への処方数		曜日							4 電子化する予定なし				4 平成32年度以降				大腸内視鏡検査*				04	人
院内処方数		午前 午後 18時～19時 19時～20時 20時～21時 21時～22時 22時以降							(25) 医療情報の電子化の状況				1 実施している				DSA(再掲)				06	人
院外処方せん交付数		月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日 日曜日 休日							(22) オーダリングシステムを「導入している」(23) 医用画像管理システム(PACS)を「導入している」または(24) 診療情報(カルテ)を「電子化している」場合のみ記入				2 実施していない				循環器DR(再掲)				07	人
医療用麻薬の処方		1 有 2 無							データの保管を行う場所				在宅患者訪問看護*				マウスコンピューター				08	人
内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定		いずれかひとつに○							1 医療機関内にあるサーバー機器等で保管				在宅患者訪問リハビリテーション*				画像検査(シンチグラム)				09	人
1 1回量を処方の基本単位としている									2 外部の事業者等に委託して保管				訪問看護ステーションへの指示書の交付				SPECT(再掲)				10	人
2 1日量を処方の基本単位としている									ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無				介護保険による在宅サービス				PET				11	人
3 1回量と1日量の併記としている									データの利用範囲				居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)				PETCT				12	人
4 規定なし									1 自施設内のみで利用				訪問看護(介護予防サービスを含む)				マルチスライスCT				13	人
(13) 臨床研修医		いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。							2 他の医療機関等と連携して利用				(29) 特設診療室				その他のCT				14	人
1 いる(人)		*臨床研修歯科医を除く							患者への情報提供の方法				01～06はそれぞれの診療科目上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入				3.0テスラ以上				15	人
2 いない									1 紙面・フィルム等により情報提供している				ICU(特定集中治療室)				1.5テスラ以上3.0テスラ未満				16	人
(14) 退院調整支援担当者		いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。							2 電子的な方法でデータ自体を提供している				SCU(脳卒中集中治療室)				1.5テスラ未満				17	人
1 いる(人)		*退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ							3 情報提供していない				MFICU(母体・胎児集中治療室)				3D画像処理				18	人
2 いない									SS-MIX標準化ストレージ				無菌治療室(手術室は除く)				冠動脈CT・心臓MRI(再掲)				19	人
(15) 医師事務作業補助者		いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。							1 実装している				放射線治療病室				(83) 放射線治療の実施状況				9月中の患者数	設置の台数
1 いる(人)		*医師事務作業補助体制加算の施設基準を満たす場合に限り記入							(26) 遠隔医療システムの導入状況				外来化学療法室				患者数は、開科別の数又は検査依頼を元に記入してください。					
2 いない									2 実装していない				NICU(新生児特定集中治療室)				位置決め装置					
(16) 救急医療体制		初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○							遠隔画像診断				CCU(心臓内科系集中治療室)				X線シミュレーター				1	人
1 初期(軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設)									1 有				GCU(新生児治療回復室)				CTシミュレーター				2	人
2 二次(入院を要する救急医療施設)									2 無				PICU(小児集中治療室)				放射線治療計画装置				3	人
3 初期・二次両方ともなし									3 していない				陰圧室				放射線治療(体外照射)				4	人
夜間(深夜も含む)の救急対応		対応している							遠隔病理診断				緩和ケア病棟				放射線治療(腔内・組織内照射)				7	人
各項目について、いずれかひとつに○		ほぼ毎日 ほぼ毎日以外 対応していない							1 有				1 有				RALS(再掲)				8	人
内科系疾患		1 2 3							2 無				2 無				IMRT(強度変調照射)等の高精度照射				9	1有 2無
小児科(小児外科を含む)疾患		1 2 3							3 無				3 無									
外科系疾患		1 2 3							4 併設施設の職員				4 併設施設の職員									
脳神経外科系疾患		1 2 3							5 その他				5 その他									
産科疾患(分娩を含む)		1 2 3							5 その他				5 その他									
多発外傷		1 2 3							5 その他				5 その他									
精神科救急医療体制		1 体制あり 2 体制なし							医療安全体制(全般)				(30) 緩和ケアの状況				(34) 歯科設備				保有しているものすべてに○	
各項目について、いずれかひとつに○		1 2 3							1 1 2 3 4 5 6 7 8 9				1 有				1 歯科診療台(台)					
夜間(深夜も含む)の救急対応		対応している							院内感染防止対策				2 無				2 デンタルX線装置(アナログ)					
1 ほぼ毎日 2 ほぼ毎日以外 3 対応していない		1 2 3							1 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				3 デンタルX線装置(デジタル)					
(17) 専門外来の設置		あてはまるものすべてに○							医療機器安全管理				緩和ケアチーム				4 パノラマX線装置(アナログ)					
1 禁煙外来									1 1 2 3 4 5 6 7 8 9				1 有				5 パノラマX線装置(デジタル)					
2 助産師外来									2 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				6 ポータブル歯科ユニット					
(18) 委託の状況		全部委託 一部委託 委託していない							院内感染防止対策の専任担当者の状況				2 無				7 吸入鎮静装置					
あてはまるものひとつに○		1 2 3							1 1 2 3 4 5 6 7 8 9				1 有				診療用器具の滅菌に使用する機器					
給食(患者用)		1 2 3							2 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				8 オートクレーブ					
滅菌(治療用具)		1 2 3							3 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				9 オートクレーブ以外					
保守点検業務(医療機器)		1 2 3							4 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				(35) 剖検					
検体検査		1 2 3							5 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				1 している					
保守点検業務(医療ガス供給設備)		1 2 3							6 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				2 していない					
清掃		1 2 3							7 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				9月中の死亡数(人)					
患者の搬送		1 2 3							8 1 2 3 4 5 6 7 8 9				2 無				剖検をしていない場合も、9月中の死亡数を記入してください。					

(36) 従事者数 (10月1日現在の数を記入してください。)

職 種	常 勤		非常勤(常勤換算)		職 種	常勤換算	
	「常勤」従事者の人数		「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)			「常勤」と「非常勤」従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
01 医師					08 看護業務補助者		
02 歯科医師					09 理学療法士(PT)		
					10 作業療法士(OT)		
					11 視能訓練士		
					12 言語聴覚士		
					13 義肢装具士		
					14 歯科衛生士		
					15 歯科技工士		
					16 診療放射線技師		
					17 診療エックス線技師		
					18 臨床検査技師		
					19 衛生検査技師		
					20 臨床工学技士		
					21 あん摩マッサージ指圧師		
					22 柔道整復師		
					23 管理栄養士		
					24 栄養士		
					25 精神保健福祉士		
					26 社会福祉士		
					27 介護福祉士		
					28 保育士		
					29 その他の技術員		
					30 医療社会事業従事者		
					31 事務職員		
					32 工務員		

(注) 08～32も記入してください。

1) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

2) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

3) 「28 保育士」は、子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。病院内保育所に勤務している保育士は含みません。

(37) 病棟における看護職員の勤務体制

看護員、看護補助者の勤務体制を病棟別に記入してください。複数種類の病床を有する病棟は、一番多い病床に該当する勤務体制を記入してください。

病 棟	配置している看護師・准看護師	時間帯(シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
			1人	2人	3人以上
一般病棟	三交代制	人			
	二交代制	人			
	当直制・他	人			
療養病棟	三交代制	人			
	二交代制	人			
	当直制・他	人			
結核病棟・精神病棟	三交代制	人			
	二交代制	人			
	当直制・他	人			

(記入例) 三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、1看護単位(準夜勤 3人、深夜勤 2人)で看護している場合

配置している看護師・准看護師	時間帯(シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
		1人	2人	3人以上
三交代制	準夜勤			1
	深夜勤		1	

新人看護職員研修の状況

1 新人看護職員がいる

- 1 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している
- 2 新人看護職員研修ガイドラインに沿わない研修を実施している
- 3 新人看護職員研修を実施していない

2 新人看護職員がいない

記入者

(所 属)

(氏 名)

備 考

ご協力ありがとうございました



統計法に基づく
基幹統計調査

医療施設静態調査 一般診療所票(案)



国野統計

厚生労働省

(平成29年10月1日現在)

※ 整理番号												※ 保健所 符号							※ 市区町村 符号						
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	--	--	--	--	--

注:※印の箇所は、記入しないでください。

(1) 施設の所在地	〒		TEL	
(2) 施設名				
(3) 休止・休業の状況				
1	休止中			
2	1年以上休診中			
3	1年未満休診中			

(4) 開設者 あてはまるものひとつに○		(7) 診療科目 あてはまるものすべてに○	
01 厚生労働省	国	01 内科	<p>II</p> <p>III</p>
02 独立行政法人国立病院機構		02 呼吸器内科	
03 国立大学法人		03 循環器内科	
04 独立行政法人労働者健康安全機構		04 消化器内科(胃腸内科)	
05 国立高度専門医療研究センター		05 腎臓内科	
06 独立行政法人地域医療機能推進機構		06 神経内科	
07 その他		07 糖尿病内科(代謝内科)	
08 都道府県		08 血液内科	
09 市町村		09 皮膚科	
10 地方独立行政法人		10 アレルギー科	
11 日赤		11 リウマチ科	
12 済生会		12 腎臓内科	
13 北海道社会事業協会		13 小児科	
14 厚生連		14 精神科	
15 国民健康保険団体連合会		15 循環器科	
16 健康保険組合及びその連合会		16 心臓血管外科	
17 共済組合及びその連合会		17 呼吸器外科	
18 国民健康保険組合		18 心臓血管外科	
19 公益法人		19 乳腺外科	
20 医療法人		20 気管食道外科	
21 私立学校法人		21 消化器外科(胃腸外科)	
22 社会福祉法人		22 泌尿器科	
23 医療生協		23 肛門外科	
24 会社		24 脳神経外科	
25 その他の法人		25 整形外科	
26 個人		26 形成外科	
	27 美容外科		
	28 眼科		
	29 耳鼻いんこう科		
	30 小児外科		
	31 産婦人科		
	32 産科		
	33 婦人科		
	34 リハビリテーション科		
	35 放射線科		
	36 麻酔科		
	37 病理診断科		
	38 臨床検査科		
	39 救急科		
	40 歯科		
	41 矯正歯科		
	42 小児歯科		
	43 歯科口腔外科		

(8) 主たる診療科目

二つ以上の科目を標榜している場合、主たる診療科目の番号を「(7) 診療科目」からひとつ選んで記入してください。

記入例

0	1
---	---

次ページへ続く

(9) 診療状況				(17) 表示診療時間の状況							
9月30日24時現在の在院患者数	人			通常の1週間の診療時間							
9月中の退院患者数	人			合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。							
9月中の外来患者延数	人			表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。							
初診の患者の数(再掲)	人			曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降
(10) 処方の状況等 9月中の実績状況を記入してください。				月曜日	1	2	3	4	5	6	7
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数		回	火曜日	1	2	3	4	5	6	7
	院外処方せん交付数		回	水曜日	1	2	3	4	5	6	7
医療用麻薬の処方	1	有		木曜日	1	2	3	4	5	6	7
	2	無		金曜日	1	2	3	4	5	6	7
(11) 診療所の種類 いずれかひとつに○				土曜日	1	2	3	4	5	6	7
1	一般診療業務を主とする			日曜日	1	2	3	4	5	6	7
2	相談・指導業務を主とする			休日	1	2	3	4	5	6	7
3	採血及び供血を主とする			(18) 受動喫煙防止等の状況 いずれかひとつに○							
4	検診業務(集団・個別)を主とする			1	敷地内を全面禁煙としている						
5	検査業務を主とする			2	施設内を全面禁煙としている						
6	人工透析を主とする			3	喫煙場所を位置し、即喫煙場所へ煙が流れ出ないよう措置している						
7	巡回診療を主とする			4	その他(1～3以外の措置を講じている)						
8	休日夜間急患センター			5	何ら措置を講じていない						
9	介護保険サービス提供を主とする			(19) 診療情報システム(電子カルテ)の状況							
(12) 期間診療所等 あてはまるものすべてに○				1	診療所全体で電子化している						
1	特定の期間(季節)にのみ診療を行う診療所			2	診療所内の一部で電子化している						
2	事業所内の診療所			3	今後電子化する予定がある						
3	市町村保健センター内の診療所			4	電子化する予定なし						
4	該当なし			電子化予定時期							
(13) 退院調整支援担当者				1	平成29年度						
いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。				2	平成30年度						
1	いる (人) *退院調整加算の施設基準等に該当する場合はのみ			3	平成31年度						
2	いない			4	平成32年度以降						
(14) 救急医療体制 各項目について いずれかひとつ				(20) 医療情報の電子化の状況							
救急告示の有無	1	有	2	無							
在宅当番体制	1	有	2	無							
精神科等の医療体制	1	体制あり	2	体制なし							
夜間(夜間も含む)の処置対応	対応している		3	対応していない							
	1	ほぼ毎日	2	ほぼ毎日以外							
(15) 専門外来の設置 あてはまるものすべてに○				(19) 診療録(カルテ)を「電子化している」場合のみ記入							
1	禁煙外来			データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○							
2	助産師外来			1	医療機関内にあるサーバ機器等で保管						
(16) 委託の状況 あてはまるものひとつに○				2	外部の事業者等に委託して保管						
給食(患者用)	1	全部委託	2	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無							
滅菌(治療用具)	1	一部委託	3	1 有 2 無							
保守点検業務(医療機器)	1	委託して いない	3	データの利用範囲 いずれかひとつに○							
検体検査	1		3	1	自施設内のみで利用						
感染性廃棄物処理	1		3	2	他の医療機関等と連携して利用						
清掃	1		3	他の医療機関等とのネットワークの有無							
	1		3	1 有 2 無							
	1		3	患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○							
	1		3	1	紙面・フィルム等により情報提供している						
	1		3	2	電子的な方法でデータ自体を提供している						
	1		3	3	情報提供していない						
	1		3	SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○							
	1		3	1	実装している						
	1		3	2	実装していない						

(21) 遠隔医療システムの導入状況		(24) 検査等の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
9月中の基数を記入してください。		患者数には手前以外のもを含む。			
遠隔画像診断		骨塩定量測定	01	人	
1 有 → { 診断依頼を受けた数 (____ 施設から 計 ____ 件)		気管支内視鏡検査*	02	人	
2 無 { 診断依頼に出した数 (____ 施設に 計 ____ 件)		上部消化管内視鏡検査*	03	人	
遠隔病理診断		大腸内視鏡検査*	04	人	
1 有 → { 診断依頼を受けた数 (____ 施設から 計 ____ 件)		血管連続撮影	05	人	
2 無 { 診断依頼に出した数 (____ 施設に 計 ____ 件)		DSA(再掲)	06	人	
遠隔在宅診療・療養支援		循環器DR(再掲)	07	人	
1 有 → 患者延数 (____ 人)		マンモグラフィ	08	人	台
2 無		RI検査(シンチグラム)	09	人	台
(22) 医療安全体制		SPECT(再掲)	10		台
各項目について、あてはまるものひとつに○		PET PET	11	人	台
責 任 者		PET PETCT	12	人	台
		CT マルチスライスCT	13	人	台
医師		CT その他CT	14	人	台
		MRI 3.0テスラ以上	15		台
歯科医師		MRI 1.5テスラ以上	16	人	台
		CT画像処理	17	人	台
薬剤師		冠動脈CT(再掲)	18	人	
		冠動脈CT(再掲)	19	人	
看護師		手術等の実施状況	9月中の実施件数 装置の台数		
		悪性腫瘍手術	1	件	
診療放射線技師		外来化学療法	2	件	
		人工透析	3	件	台
臨床検査技師		分娩(帝王切開を含む)	4	件	
		帝王切開娩出術(再掲)	5	件	
臨床工学技士		その他	小数点以下第2位四捨五入		
		1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)		人
その他		2 取り扱っていない	担当助産師数(常勤換算)		人
		院内助産所の有無	1 有	2 無	
(23) 在宅医療サービスの実施状況		(25) 放射線治療の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
併設施設によるサービスを除く		患者数は、照射回数を検査伝票を元に記入してください。			
実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。		放射線治療(体外照射)	1	人	
医療保険等による在宅サービス		ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)	2	人	台
1 実施している		放射線治療(腔内・組織内照射)	3	人	
2 実施していない		(27) 歯科設備			
往診	01	歯科診療を行っている場合には、各項目のいずれかに○			
在宅患者訪問診療	02	1 有	2 無	台数 (____ 台)	
歯科訪問診療	03	ボータブル歯科ユニット			
救急搬送診療	04	1 有	2 無		
在宅患者訪問看護・指導	05				
精神科在宅患者訪問看護・指導	06				
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	07				
在宅患者訪問リハビリテーションの指示書の交付	08				
在宅看取り	09				
介護員による在宅サービス	1 実施している				
居室療養管理指導(介護予防サービスを含む)	10	件			
訪問看護(介護予防サービスを含む)	11	件			
訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)	12	件			
2 実施していない	2 無				
在宅療養支援診療所の届出	いずれかに○ 施設数には自施設を含む。				
1 有	連携保険医療機関等の数 (____ 施設)				
2 無	受け持つ在宅療養患者の数 (____ 人)				

裏面へ続く

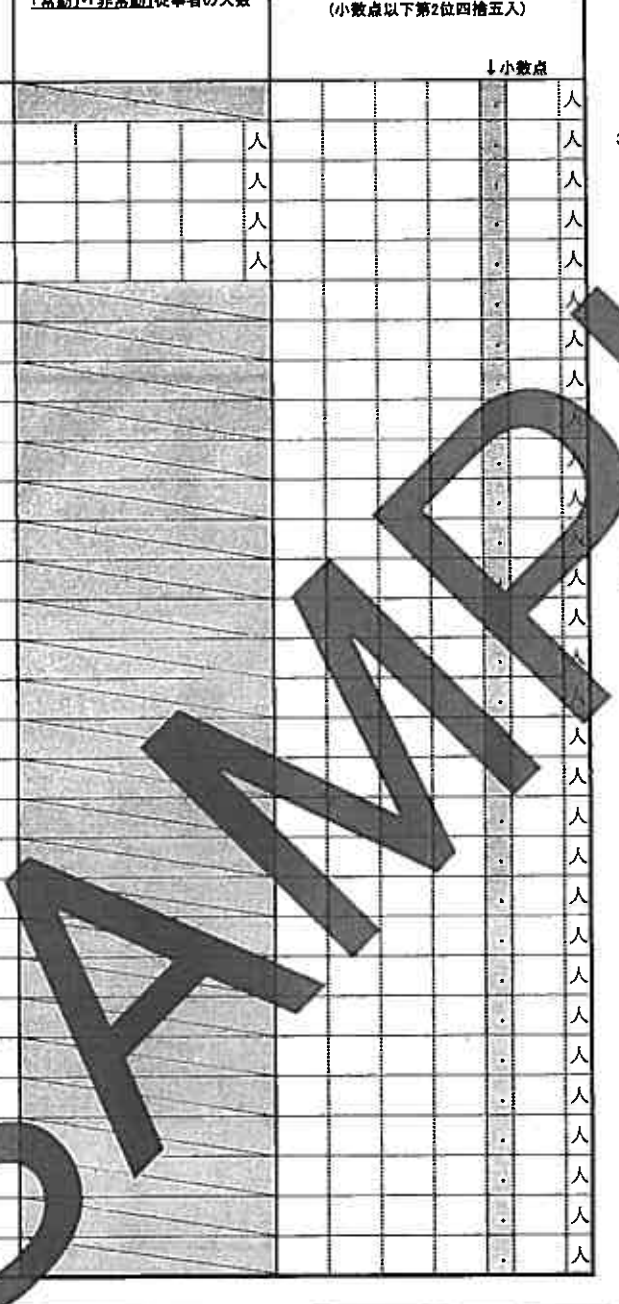
(28) 従事者数		①月②日現在の数を記入してください									
職 種	常勤					非常勤(常勤換算)					
	「常勤」従事者の人数					「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)					
					人						人
01	医師										
02	歯科医師										
職 種	実人員					常勤換算					
	「常勤」「非常勤」従事者の人数					「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)					
					人						人
03	薬剤師										
04	保健師										
05	助産師										
06	看護師										
07	准看護師										
08	看護業務補助者										
09	理学療法士(PT)										
10	作業療法士(OT)										
11	視能訓練士										
12	言語聴覚士										
13	義肢装具士										
14	歯科衛生士										
15	歯科技工士										
16	診療放射線技師										
17	診療エックス線技師										
18	臨床検査技師										
19	衛生検査技師										
20	臨床工学技士										
21	あん摩マッサージ指圧師										
22	柔道整復師										
23	管理栄養士										
24	栄養士										
25	精神保健福祉士										
26	社会福祉士										
27	介護福祉士										
28	保育士										
29	その他の技術員										
30	その他従事者										
31	事務職員										
32	その他の職員										

(注)

- 1) 一般診療所の本来業務に従事している人数のみを計上してください。
(老人ホーム等併設施設の職員は含みません。)
- 2) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。
- 3) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、その数字の欄に記入してください。
小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上してください。
得られた結果が0.1に満たない場合は0.1を計上してください。
常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を記入せずに記入してください。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{1週間の勤務時間数(残業は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。
- 4) 「28 保育士」は子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。



記入者	備考
(所属)	
(氏名)	

ご協力ありがとうございました

秘

統計法に基づく
基幹統計調査

医療施設静態調査

歯科診療所票(案)



経済統計

厚生労働省

(平成29年10月1日現在)

※ 整理番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	※ 保健所 符号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	※ 市区町村 符号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
-----------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

注:※印の箇所は、記入しないでください。

(1)施設の所在地	〒 <input type="text"/> TEL <input type="text"/>	(3)休止・休止の状況
(2)施設名	<input type="text"/>	1 休止中
		2 1年以上休止中
		3 1年未満休止中

(4)開設者 あてはまるものひとつに○		(8)診療状況		
<ul style="list-style-type: none"> 01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 10 地方独立行政法人 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他の法人 26 個人 	国	9月中の外来患者延数	人	
			初診の患者の数(算出)	人
			(9)外来患者への処方数 〇〇〇〇の延回数を入力してください	
			院内処方数	回
			院外処方せん交付数	回
			(10)診療科目 〇〇に実施したものとすべてに○	
			1 保険診療/指導	
			2 予防医療	
			3 自治体の委託診療	
			4 事業所等の委託診療	
			5 該当なし	
			(11)救急医療体制	
			(1)救急医療体制への参加状況	
			1 休日等歯科診療所	
			2 歯科在宅当番医制	
			3 していない	
			夜間(深夜も含む)の救急対応	
			対応している	
			1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外
			3 対応していない	
			(12)表示診療時間の状況	
			通常1週間の診療時間	
			<input type="text"/>	時間
			合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。	
	(5)許可病床数		表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。	
	床	曜日	午前 午後 18時～19時 19時～20時 20時～21時 21時～22時 22時以降	
(6)社会保険診療等の状況		月曜日	1 2 3 4 5 6 7	
1 保険医療機関又は保険医		火曜日	1 2 3 4 5 6 7	
2 自由診療のみ		水曜日	1 2 3 4 5 6 7	
(7)診療科目		木曜日	1 2 3 4 5 6 7	
1 歯科		金曜日	1 2 3 4 5 6 7	
2 矯正歯科		土曜日	1 2 3 4 5 6 7	
3 小児歯科		日曜日	1 2 3 4 5 6 7	
4 歯科口腔外科		休日	1 2 3 4 5 6 7	

裏面へ続く

(13) 技工製作の進捗状況 各項目について、あてはまるものひとつに○				(20) 歯科用デジタルカメラの保有状況 いずれかに○ 保有の有無は○をつけ、9月中の使用件数を記入してください。 9月中の使用件数がない場合は0件と記入してください。			
国内で作成	1	2	3	1 保有している → 9月中の使用件数 (件)			
国外で作成	1	2	3	2 保有していない			
(14) 感染対策防止対策の状況 いずれかひとつに○				(21) 在宅医療サービスの実施状況 9月中の実施件数			
1 敷地内を全面禁煙としている				訪問診療(居宅)	1	件	
2 施設内を全面禁煙としている				訪問診療(施設)		件	
3 喫煙場所を設置し、副喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している				訪問歯科衛生指導		件	
4 その他(1~3以外の措置を講じている)				居宅療養管理指導(歯科医師による)	4	件	
5 何ら措置を講じていない				居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	5	件	
(15) 診療録電子化(電子カルテ)の状況				介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	6	件	
1 電子化している		1 平成29年度		介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)		件	
2 今後電子化する予定がある	→	電子化予定時期	2 平成30年度	その他の在宅医療サービス		件	
3 電子化する予定なし			3 平成31年度				
			4 平成32年度以降				
(16) 医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○				(22) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。			
責任者				常勤	非常勤		
	歯科医師	歯科衛生士	その他	「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の人数 (小点数以下第2位四捨五入)「0」「1」「2」等を省略せずに記入してください。		
医療安全体制(全般)	1	2	3				↓小点数
院内感染防止対策	1	2	3	01 歯科医師			人
医療機器安全管理	1	2	3	02 薬剤師			人
医薬品安全管理	1	2	3	03 看護師			人
(17) 歯科設備 保有しているものすべてに○				04 歯科助手			人
1 歯科診療台(台)				職種	実人員	常勤換算	
2 デンタルX線装置(アナログ)					「常勤」「非常勤」従事者の人数	「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小点数以下第2位四捨五入)「0」「1」「2」等を省略せずに記入してください。	
3 デンタルX線装置(デジタル)							↓小点数
4 パノラマX線装置(アナログ)				05 薬剤師			人
5 パノラマX線装置(デジタル)				06 看護師			人
6 ポータブル歯科X線装置				07 准看護師			人
7 吸入鎮静装置				08 歯科業務補助者			人
診療用器具の滅菌に使用する薬剤				09 事務職員			人
8 オートクレーブ				10 その他の職員			人
9 オートクレーブ以外							
(18) 技工室 いずれかに○				記入者			
有				(所属)			
無				(氏名)			
(19) 手術の実施状況 いずれかに○ 実施の有無に○をつけ、9月中の実施件数を記入してください。 9月中の実施件数がない場合は0件と記入してください。				備考			
1 実施している → 9月中の実施件数 (件)							
2 実施していない							

ご協力ありがとうございました

医療施設設置届書		調査票追加	
		チェック	
(1) 届出用符号			
(2) 届出番号			
(3) 市区町村符号			
(4) 地分等			
届出先	元号		
届又は	年		
届分等	月		
	日		
種	1 新規開設	<input type="checkbox"/>	
	2 休止	<input type="checkbox"/>	
	3 廃止	<input type="checkbox"/>	
	4 再開	<input type="checkbox"/>	
	5 開設許可取消	<input type="checkbox"/>	
実	6 変更	<input type="checkbox"/>	
	1 施設名	<input type="checkbox"/>	
	2 開設者	<input type="checkbox"/>	
	3 地域医療支援病院	<input type="checkbox"/>	
	4 救急告示(病院のみ)	<input type="checkbox"/>	
	5 診療科目(病院のみ)	<input type="checkbox"/>	
	6 許可病床数	<input type="checkbox"/>	
7 住居表示	<input type="checkbox"/>		
(5) 施設名			
(6) 施設の所在地			
(7) 開設者			
開設者 (01-20)			
27 医療機関(再掲)		<input type="checkbox"/>	
(8) 地域医療支援病院			
(9) 救急告示			
(10) 診療科目			
I	01 内科	<input type="checkbox"/>	
	02 呼吸器内科	<input type="checkbox"/>	
	03 循環器内科	<input type="checkbox"/>	
	04 消化器内科(胃腸内科)	<input type="checkbox"/>	
	05 腎臓内科	<input type="checkbox"/>	
	06 神経内科	<input type="checkbox"/>	
	07 泌尿器内科(性器内科)	<input type="checkbox"/>	
	08 皮膚内科	<input type="checkbox"/>	
	09 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	10 アレルギー科	<input type="checkbox"/>	
	11 リウマチ科	<input type="checkbox"/>	
	12 産婦人科	<input type="checkbox"/>	
	13 小児科	<input type="checkbox"/>	
	14 精神科	<input type="checkbox"/>	
	15 心療内科	<input type="checkbox"/>	
	16 外科	<input type="checkbox"/>	
	17 呼吸器外科	<input type="checkbox"/>	
	18 心臓血管外科	<input type="checkbox"/>	
	19 消化器外科	<input type="checkbox"/>	
	20 泌尿器外科	<input type="checkbox"/>	
	21 消化器外科(胃腸外科)	<input type="checkbox"/>	
	22 泌尿器外科	<input type="checkbox"/>	
	23 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	24 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	25 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	26 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	27 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	28 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	29 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	30 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	31 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	32 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	33 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	34 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	35 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	36 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	37 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	38 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	39 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	40 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	41 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	42 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
	43 皮膚科	<input type="checkbox"/>	
(11) 許可病床数			
精神	床		
感染症	床		
結核	床		
療養	床		
一般	床		
計	床		
(12) 従事者数			
医師			
歯科医師			
薬剤師			
看護師			
准看護師			
歯科衛生士			
(13) 社会保険診療等の状況			
(14) 備考欄			

① 「新規開設の届書は、すべての項目について記入すること。
 ② 「休止・廃止・再開・開設許可取消の届書は、(1) (2) (3) (4) の各項目についてのみ記入すること。
 ③ 「変更の届書は、(1) (2) (3) (4) の各項目及び(5)～(11)のうち変更のある項目についてのみ記入すること。
 この際、(5)～(11)のうち変更する項目を記入する必要がある。この際、(5)～(11)のうち変更する項目は、(5)～(11)のうち変更する項目についてのみ記入すること。
 ④ 「変更は、(5)～(11)のうち変更する項目について、(5)～(11)のうち変更する項目についてのみ記入すること。



医療施設動態調査票

厚生労働省

(1) 保健所	(2) 番号	(3) 市区町村符号			
(4) 届出受理又は処分等年月日	年 月 日				
	1 新規開設 2 休止 3 廃止 4 再開 5 開設許可取消				
(5) 施設名	6 変更 [1 施設名 2 開設者 3 地域医療支援病院 4 救急告示(病院のみ)]				
	5 診療科目(病院のみ) 6 許可病床数				
フリガナ					
(6) 施設の所在地					
(7) 開設者	01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 10 地方独立行政法人 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 社会福祉法人 25 その他 26 個人 27 医療機関(再掲)	(10) 診療科目 I 01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 神経内科 07 糖尿病科(代謝内科) 08 血液科 09 皮膚科 10 レルキチ 11 ウマチ 12 感染症内科 13 小児科 14 小児科 15 小児科 16 小児科 17 呼吸器外科 18 臓器外科 19 臓器外科 20 臓器外科 21 消化器外科(胃腸外科) 22 泌尿器科 23 脳神経外科 24 脳神経外科 25 整形外科 26 美容外科 27 耳鼻いんこう科 28 耳鼻いんこう科 29 耳鼻いんこう科 30 小児科 31 産婦人科 32 産婦人科 33 産婦人科 II 34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科 40 歯科 41 矯正歯科 42 小児歯科 43 歯科口腔外科 III	(11) 許可病床数	精神科	床
				感染症科	床
				結核科	床
				療養科	床
				一般科	床
				計	床
				医師	
				歯科医師	
				従事者数	
				薬剤師	
				看護師	
			准看護師		
			歯科衛生士		
			(13) 社会保険診療等の状況	1 保険医療機関 2 自由診療のみ	
			(14) 備考		
			(8) 地域医療支援病院	1 然 2 否	
			(9) 救急告示	1 然 2 否	

注 1 新規開設の場合は、すべての項目について記入のこと。
 2 休止・廃止・再開・開設許可取消の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目についてのみ記入のこと。
 3 変更の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目及び(7)~(11)のうち変更のあった項目についてのみ記入のこと。
 この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
 この調査は、統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

平成29年に実施する医療施設調査 調査票新旧対照表 (案)

- ・ 医療施設静態調査 病院票
- ・ 医療施設静態調査 一般診療所票
- ・ 医療施設静態調査 歯科診療所票

厚生労働省

新(平成29年)

(4)開設者

(4)開設者 01～27の号では変更のものによつては○ *は開設者のうち、設置機関は別にあり○	
01	厚生労働省
02	独立行政法人国立病院機構
03	国立大学法人*
04	独立行政法人労働者健康安全機構
05	国立高度専門医療研究センター
06	独立行政法人地域医療連携推進機構
07	その他
08	都道府県*
09	市町村*
10	地方独立行政法人*
11	日赤
12	済生会
13	北海道社会事業協会
14	厚生連
15	国民健康保険団体連合会
16	健康保険組合及びその連合会
17	共済組合及びその連合会
18	国民健康保険組合
19	公益法人
20	医療法人
21	私立学校法人*
22	社会福祉法人
23	医療生協
24	会社
25	その他の法人
26	個人
27	医療機関(再掲)

旧(平成26年)

(4)開設者

(4)開設者 01～27の号では変更のものによつては○ *は開設者のうち、設置機関は別にあり○	
01	厚生労働省
02	独立行政法人国立病院機構
03	国立大学法人*
04	独立行政法人労働者健康安全機構
05	国立高度専門医療研究センター
06	独立行政法人地域医療連携推進機構
07	その他
08	都道府県*
09	市町村*
10	地方独立行政法人*
11	日赤
12	済生会
13	北海道社会事業協会
14	厚生連
15	国民健康保険団体連合会
16	健康保険組合及びその連合会
17	共済組合及びその連合会
18	国民健康保険組合
19	公益法人
20	医療法人
21	私立学校法人*
22	社会福祉法人
23	医療生協
24	会社
25	その他の法人
26	個人
27	医療機関(再掲)

変更理由等

○独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」(平成27年法律第17号)が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めた。
 これに伴い、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更する。

新(平成29年)

(9)患者数

増えている科目と、9月中 休診していた科目、特定の環 目のみ算入している科目に◎ をつけてください。	(9)患者数	
	9月中の 外来患者数	9月30日 14時現在の 在院患者数
内科	△	△
呼吸器内科	△	△
循環器内科	△	△
消化器内科(胃腸内科)	△	△
腎臓内科	△	△
神経内科	△	△
糖尿病内科(代謝内科)	△	△
血液内科	△	△
皮膚科	△	△
アレルギー科	△	△
リウマチ科	△	△
感染症内科	△	△

5

旧(平成26年)

(9)患者数

増えている科目と、9月中 休診していた科目、特定の環 目のみ算入している科目に◎ をつけてください。	(9)患者数	
	9月中の 外来患者数	9/30日 在院患者数
内科	△	△
呼吸器内科	△	△
循環器内科	△	△
消化器内科(胃腸内科)	△	△
腎臓内科	△	△
神経内科	△	△
糖尿病内科(代謝内科)	△	△
血液内科	△	△
皮膚科	△	△
アレルギー科	△	△
リウマチ科	△	△
感染症内科	△	△

5

変更理由等

○9月30日の在院患者数について、24時現在に
在院(入院)している患者数を記入することが明確
に認識できるよう、表記を変更する。

新(平成29年)

(11)9月中の外来患者

初診の患者の数	人
---------	---

(12)処方の状況等

入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)		回
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回
	院外処方せん交付数	回
医療用麻薬の処方	1 有 2 無	
内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定 いづれかひとつに○		
1	1回量を処方の基本単位としている	
2	1日量を処方の基本単位としている	
3	1回量と1日量の併記としている	
4	規定なし	

旧(平成26年)

(11)9月中の外来患者

初診の患者の数		人
診療時間外に受診した患者の延数		人
診療時間外に受診した患者のうち、 緊急入院した患者の延数(再掲)		人
診療時間外に受診した患者のうち、 乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)		人

(12)処方の状況等

入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)		回
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回
	院外処方せん交付数	回
医療用麻薬の処方	1 有 2 無	
内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定 いづれかひとつに○		
1	1回量を処方の基本単位としている	
2	1日量を処方の基本単位としている	
3	1回量と1日量の併記としている	
4	規定なし	

変更理由等

○「診療時間外に受診した患者の延数」～「診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)」については、行政記録情報等(病床機能報告、社会医療診療行為別統計)により把握可能であることから、記入者負担を考慮し削除する。

○注意書きの文末について、統一的な表記に変更する。

○紙面の都合により、選択肢の配置を変更する。調査事項に変更なし。

新(平成29年)

(16) 救急医療体制

(16) 救急医療体制

初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○

- 1 初期(軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設)
- 2 二次(入院を要する救急医療施設)
- 3 初期・二次両方ともなし

夜間(深夜も含む)の救急対応 各項目について、いずれかひとつに○	対応している		対応していない
	ほぼ毎日	ほぼ毎日以外	
内科系疾患	1	2	3
小児科(小児外科を含む)疾患	1	2	3
外科系疾患	1	2	3
脳神経外科系疾患	1	2	3
産科疾患(分娩を含む)	1	2	3
多発外傷	1	2	3
精神科救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに○	1	2	3
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3
	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外	対応していない

旧(平成26年)

(17) 救急医療体制

(17) 救急医療体制

救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○

- 1 初期(軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設)
- 2 二次(入院を要する救急医療施設)
- 3 三次(救命救急センター)
- 4 体制なし

夜間(深夜も含む)の救急対応 各項目について、いずれかひとつに○	対応している		対応していない
	ほぼ毎日	ほぼ毎日以外	
内科系疾患	1	2	3
小児科(小児外科を含む)疾患	1	2	3
外科系疾患	1	2	3
脳神経外科系疾患	1	2	3
産科疾患(分娩を含む)	1	2	3
多発外傷	1	2	3
精神科救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに○	1	2	3
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3
	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外	対応していない

(17) 専門外来の設置

○ 調査項目削除により調査項目番号を変更する。
調査事項に変更なし。

(18) 委託の状況

○ 調査項目削除により調査項目番号を変更する。
調査事項に変更なし。

(19) 表示診療時間の状況

○ 調査項目削除により調査項目番号を変更する。
調査事項に変更なし。

(20) 受動喫煙防止対策の状況

○ 調査項目削除により調査項目番号を変更する。
調査事項に変更なし。

(21) 職員のための院内保育サービスの状況

○ 調査項目削除により調査項目番号を変更する。
調査事項に変更なし。

新(平成29年)

(22)オーダーリングシステムの導入状況

(23)医用画像管理システム(PACS)の導入状況

(23) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況	
1 導入している	フィルムレス運用 完全実施
2 今後導入する予定がある	一部実施
3 導入する予定なし	
	1 平成29年度 2 平成30年度 3 平成31年度 4 平成32年度以降

(24)診療録電子化(電子カルテ)の状況

(24) 診療録電子化(電子カルテ)の状況	
1 病院全体で電子化している	電子化予定時期
2 病院内の一部で電子化している	
3 今後電子化する予定がある	
4 電子化する予定なし	
	1 平成29年度 2 平成30年度 3 平成31年度 4 平成32年度以降

旧(平成26年)

(23)オーダーリングシステムの導入状況

(24)医用画像管理システム(PACS)の導入状況

(24) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況	
1 導入している	フィルムレス運用 完全実施
2 今後導入する予定がある	一部実施
3 導入する予定なし	
	1 平成26年度 2 平成27年度 3 平成28年度 4 平成29年度以降

(25)診療録電子化(電子カルテ)の状況

(25) 診療録電子化(電子カルテ)の状況	
1 病院全体で電子化している	電子化予定時期
2 病院内の一部で電子化している	
3 今後電子化する予定がある	
4 電子化する予定なし	
	1 平成26年度 2 平成27年度 3 平成28年度 4 平成29年度以降

変更理由等

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。
調査事項に変更なし。

○調査時期にあわせた導入予定時期に変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。

○調査時期にあわせた電子化予定時期に変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。

新(平成29年)

(25)医療情報の電子化の状況

(25)医療情報の電子化の状況

(22)オーダリングシステムを「導入している」(23)医用画像管理システム(PACS)を「導入している」または(24)診療録(カルテ)を「電子化している」患者のみ記入

データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無
→	1 有 2 無

データの利用範囲 いずれかひとつに○

1 自施設内のみで利用	他の医療機関等とのネットワークの有無
→	1 有 2 無

患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○

- 1 紙面・フィルム等により情報提供している
- 2 電子的な方法でデータ自体を提供している
- 3 情報提供していない

SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○

- | | |
|----------|-----------|
| 1 実装している | 2 実装していない |
|----------|-----------|

(26)遠隔医療システムの導入状況

旧(平成26年)

(26)医療情報の電子化の状況

(26)医療情報の電子化の状況

(23)オーダリングシステムを「導入している」(24)医用画像管理システム(PACS)を「導入している」または(25)診療録(カルテ)を「電子化している」患者のみ記入

データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無
→	1 有 2 無

データの利用範囲 1 自施設内のみで利用

2 他の医療機関等と連携して利用	他の医療機関等とのネットワークの有無
→	1 有 2 無

患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○

- 1 紙面・フィルム等により情報提供している
- 2 電子的な方法でデータ自体を提供している
- 3 情報提供していない

SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○

- | | |
|----------|-----------|
| 1 実装している | 2 実装していない |
|----------|-----------|

(27)遠隔医療システムの導入状況

変更理由等

○記入をより明確にするため、一つ前の設問と同様のレイアウトに変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

新(平成29年)

(27)医療安全体制

	各項目について、あてはまるものすべてに○									
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置して いない	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			
医薬品安全管理	1	2	3	4						
院内感染防止対策の専任担当者の状況										
1 いる (人) 2 いない										
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度										
1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2～3回程度					
4	月1回程度	5	月1回未満							
医療機器安全体制の保守計画の管理										
保守計画の策定										
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他					
保守計画の実施										
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他					
患者相談担当者の配置の有無										
1	有	2	無							

(28)在宅医療サービスの実施状況

(29)特殊診療設備

(30)緩和ケアの状況

旧(平成26年)

(28)医療安全体制

	各項目について、あてはまるものすべてに○									
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置して いない	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			
医薬品安全管理	1	2	3	4						
院内感染防止対策の専任担当者の状況										
1 いる (人) 2 いない										
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度										
1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2～3回程度					
4	月1回程度	5	月1回未満							
医療機器安全体制の保守計画の管理										
保守計画の策定										
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他					
保守計画の実施										
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他					
患者相談担当者の配置の有無										
1	有	2	無							

(29)在宅医療サービスの実施状況

(30)特殊診療設備

(31)緩和ケアの状況

変更理由等

- 記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。
- 紙面の都合により、選択肢の配置を変更する。
- 調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

新(平成29年)

(31)手術等の実施状況

(31)手術等の実施状況	9月中の実績件数	設置の台数
悪性腫瘍手術	1 件	台
人工透析	2 件	台
分娩(正常分娩を含む)	3 件	
帝王切開娩出術(再掲)	4 件	

分娩の取扱	小数点以下第2位四捨五入	1 有	2 無
1 取り扱っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 取り扱っていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

旧(平成26年)

(33)手術等の実施状況

(33)手術等の実施状況	9月中の実績件数
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01 件
内視鏡下消化管手術	02 件
悪性腫瘍手術	03 件
食道(再掲)	04 件
肺(再掲)	05 件
胃(再掲)	06 件
肝臓(再掲)	07 件
胆臓(再掲)	08 件
膵臓(再掲)	09 件
大腸(再掲)	10 件
腎(再掲)	11 件
前立腺(再掲)	12 件
乳房(再掲)	13 件
子宮(再掲)	14 件
人工透析	15 件
(人工透析装置の台数)	台
分娩(正常分娩を含む)	16 件
帝王切開娩出術(再掲)	17 件

分娩の取扱	小数点以下第2位四捨五入	担当医師数(常勤換算)	担当助産師数(常勤換算)	院内助産所の有無
1 取り扱っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 有
2 取り扱っていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 無

変更理由等

○「全身麻酔(静脈麻酔は除く)」、「内視鏡下消化管手術」、「悪性腫瘍手術 部位別」「食道(再掲)」、「部位別 子宮(再掲)」については、行政記録情報等(病床機能報告、社会医療診療行為別統計)により把握可能であることから、記入者負担を考慮し削除する。

○「9月中の実績件数」及び「装置の台数」の記入をより明確にするよう、表頭を変更する。

○「分娩の取扱の担当医師数(常勤換算)」及び「担当助産師数(常勤換算)」について、実態を踏まえた適切な桁数に変更する。

○調査項目削除及び紙面の都合による調査項目の順序の入れ替えにより、調査項目番号を変更する。

新(平成29年)

(32)検査等の実施状況

(32) 検査等の実施状況 * 前年度に比し手術に際しての検査を、		9月 中の 患者数	装置の 台数
骨塩定量測定	01	人	人
気管支内視鏡検査 *	02	人	人
上部消化管内視鏡検査 *	03	人	人
大腸内視鏡検査 *	04	人	人
血管造影撮影	05	人	人
DSA(再掲)	06	人	人
循環器DR(再掲)	07	人	人
マンモグラフィ	08	人	台
RI検査(シンチグラム)	09	人	台
SPECT(再掲)	10	人	台
PET	11	人	台
PETCT	12	人	台
マルチスライスCT	13	人	台
その他のCT	14	人	台
3.0テスラ以上	15	人	台
MRI	16	人	台
1.5テスラ以上3.0テスラ未満	17	人	台
1.5テスラ未満	18	人	台
3D画像処理	19	人	人
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)		人	人

旧(平成26年)

(32)検査等の実施状況

(32) 検査等の実施状況 * 前年度に比し手術に際しての検査を、		9月 中の 患者数	装置の 台数
骨塩定量測定	01	人	人
気管支内視鏡検査 *	02	人	人
上部消化管内視鏡検査 *	03	人	人
大腸内視鏡検査 *	04	人	人
血管造影撮影	05	人	人
DSA(再掲)	06	人	人
循環器DR(再掲)	07	人	人
マンモグラフィ	08	人	台
RI検査(シンチグラム)	09	人	台
SPECT(再掲)	10	人	台
PET	11	人	台
PETCT	12	人	台
マルチスライスCT	13	人	台
その他のCT	14	人	台
3.0テスラ以上	15	人	台
MRI	16	人	台
1.5テスラ以上3.0テスラ未満	17	人	台
1.5テスラ未満	18	人	台
3D画像処理	19	人	人
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)		人	人

変更理由等

○記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。

新(平成29年)

(33)放射線治療の実施状況

(33)放射線治療の実施状況
患者数は、照射種別、照射野の位置又は検査項目等を元に入記してください。

位置決め装置	9月中の患者数	装置の台数
X線シミュレーター	1 人	1 台
CTシミュレーター	2 人	2 台
放射線治療計画装置	3 人	3 台
放射線治療(体外照射)	4 人	4 台
リアック・マイクロナビ(再掲)	5 人	5 台
ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)	6 人	6 台
放射線治療(腔内・組織内照射)	7 人	7 台
RALS(再掲)	8 人	8 台
IMRT(強度変調照射)等の高精度照射	9 1 有	2 無

(34)歯科設備

(34)歯科設備
使用しているものをすべて記入してください。

1	歯科診療台 (台)
2	デンタルX線装置(アナログ)
3	デンタルX線装置(デジタル)
4	パノラマX線装置(アナログ)
5	パノラマX線装置(デジタル)
6	ポータブル歯科ユニット
7	吸入鎮静装置
8	診療用器具の滅菌に使用する機器
9	オートクレーブ以外

旧(平成26年)

(34)放射線治療の実施状況

(34)放射線治療の実施状況
患者数は、照射種別、照射野の位置又は検査項目等を元に入記してください。

位置決め装置	9月中の患者数	装置の台数
X線シミュレーター	1 人	1 台
CTシミュレーター	2 人	2 台
放射線治療計画装置	3 人	3 台
放射線治療(体外照射)	4 人	4 台
リアック・マイクロナビ(再掲)	5 人	5 台
ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)	6 人	6 台
放射線治療(腔内・組織内照射)	7 人	7 台
RALS(再掲)	8 人	8 台
IMRT(強度変調照射)等の高精度照射	9 1 有	2 無

(35)歯科設備

(35)歯科設備
使用しているものをすべて記入してください。

1	歯科診療台 (台)
2	デンタルX線装置(アナログ)
3	デンタルX線装置(デジタル)
4	パノラマX線装置(アナログ)
5	パノラマX線装置(デジタル)
6	ポータブル歯科ユニット
7	オートクレーブ
8	吸入鎮静装置

変更理由等

○記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。
○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

○歯科診療所票(17) 歯科設備への「9 オートクレーブ以外」の追加及び一部選択肢の順序変更に伴い、病院における診療用器具の滅菌機器の保有状況との比較及び時系列的に把握するため、併せて変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。

新(平成29年)	旧(平成26年)	変更理由等
<p>(35) 剖検</p> <p>(35) 剖検</p> <p>剖検の有無</p> <p>1 している <input checked="" type="checkbox"/> 9月中の剖検 (件)</p> <p>2 していない</p> <p>9月中の死亡数 (人)</p> <p>剖検をしていない場合も、9月中の死亡数を記入してください。</p>	<p>(36) 剖検</p> <p>(36) 剖検</p> <p>剖検の有無</p> <p>1 している 9月中の剖検 (件)</p> <p>2 していない</p> <p>9月中の死亡数 (人)</p> <p>剖検をしていない場合も、9月中の死亡数を記入してください。</p>	<p>○記入をより明確にするため、次の取間がわかるよう、矢印を追記する。</p> <p>○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。</p>

新(平成29年)

旧(平成26年)

変更理由等

【新規】(36)従事者数

○全国の病院の従事者については、病院報告において毎年把握してきたが、行政記録情報等(病床機能報告、医療機能情報提供制度、医師・歯科医師・薬剤師調査、衛生行政報告例)により主要な職種については把握可能であることから、記入者負担を考慮して、平成29年調査より本調査に移行し、3年周期で把握することとする。
なお、旧「(16)病棟に勤務する保育士」は、本項目の追加に伴い、「28 保育士」による把握に変更する。

10月1日現在の数		10月1日現在の数を記入してください。	
職	人数	常勤	非常勤(常勤換算)
		【常勤】従事者の人数 (小数点以下第4位四捨五入)	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第4位四捨五入)
01 医師		人	人
02 歯科医師		人	人
職		非常勤換算	
03 薬剤師		人	人
04 保健師		人	人
05 助産師		人	人
06 看護師		人	人
07 准看護師		人	人
職		実人員	
08 看護業務補助者			
09 理学療法士(PT)			
10 作業療法士(OT)			
11 機能訓練士			
12 言語聴覚士			
13 検査技師			
14 歯科衛生士			
15 歯科技工士			
16 診療放射線技師			
17 診療モック線技師			
18 臨床検査技師			
19 衛生検査技師			
20 臨床工学技士			
21 あん摩マッサージ指圧師			
22 柔道整復師			
23 管理栄養士			
24 栄養士			
25 精神保健福祉士			
26 社会福祉士			
27 介護福祉士			
28 保育士			
29 その他の技術員			
30 医療社会事業従事者			
31 事務職員			
32 その他の職員			

(注) 08~32も記入してください。

1) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。
常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務時間総数(残業は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間(所定労働時間)}}$$

※ 1週間の勤務時間が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。
常勤換算の詳細は「算数の手引き」を参照してください。
 3) 「28 保育士」は、子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

新(平成29年)

【(36)従事者数に振替え】

職種	配置している看護師・准看護師	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
		1人	2人	3人以上
一般病棟	人			
療養病棟	人			
結核病棟	人			

(37) 病棟における看護職員の勤務体制

職種	配置している看護師・准看護師	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
		1人	2人	3人以上
一般病棟	人			
療養病棟	人			
結核病棟	人			

(記入例) 三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、1看護単位(昼夜勤 3人、夜夜勤 2人)で看護している場合

配置している看護師・准看護師	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
	1人	2人	3人以上
20人			
三交代制	昼夜勤	夜夜勤	1

旧(平成26年)

【(16)病棟に勤務する保育士】

1	いる	→	保育士数(常勤換算)	人
2	いない		小人数以下第2位四捨五入	

(38) 病棟における看護職員の勤務体制

職種	配置している看護師・准看護師	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
		1人	2人	3人以上
一般病棟	人			
療養病棟	人			
結核病棟	人			

(記入例) 三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、1看護単位(準夜勤 3人、夜夜勤 2人)で看護している場合

配置している看護師・准看護師	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)		
	1人	2人	3人以上
20人			
三交代制	準夜勤	夜夜勤	1

変更理由等

○病棟に勤務する保育士については、職種別に把握する「(36)従事者数」の追加に伴い、「28 保育士」による把握に変更する。

○記入をより明確にするため説明を追加し、注書きの文末について、統一的な表記に変更する。

○調査項目追加及び紙面の都合による調査項目の順序の入れ替えにより調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

病院票

新(平成29年)	旧(平成26年)	変更理由等
(38) 新人看護職員研修の状況	(37) 新人看護職員研修の状況	○調査項目追加及び紙面の都合による調査項目の順序の入れ替えにより調査項目番号を変更する。 調査事項に変更なし。

新(平成29年)	旧(平成26年)	変更理由等
<p>(4)開股者</p> <p>あてはまるものを選択してください</p> <p>国</p> <p>01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 10 地方独立行政法人 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他の法人 26 個人</p>	<p>(4)開股者</p> <p>あてはまるものを選択してください</p> <p>国</p> <p>01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康福祉機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 10 地方独立行政法人 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他の法人 26 個人</p>	<p>○独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成26年12月24日閣議決定)に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」(平成27年法律第17号)が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めた。</p> <p>これに伴い、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更する。</p>

新(平成29年)

(9) 診療状況

(9) 診療状況	
9月30日24時現在の在院患者数	人
9月中の退院患者数	人
9月中の外来患者延数	人
初診の患者の数(再掲)	人

旧(平成26年)

(9) 診療状況

(9) 診療状況	
9月30日の在院患者数	人
9月中に新たに入院した患者数	人
9月中の退院患者数	人
9月中の外来患者延数	人
初診の患者の数(再掲)	人
診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人
診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)	人

変更理由等

○9月中に新たに入院した患者数、「診療時間外に受診した患者の延数(再掲)」及び「診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)」については、行政記録情報等(病床機能報告、社会医療診療行為別統計)により把握可能であることから、記入者負担を考慮し削除する。

○9月30日の在院患者数について、24時現在に在院(入院)している患者数を記入することが明確に認識できるよう、表記を変更する。

(10) 処方の状況等

(10) 処方の状況等	
外来患者への処方数(9月中の延回数)	院内処方数 院外処方せん交付数
医療用麻薬の処方	1 有 2 無

(10) 処方の状況等

(10) 処方の状況等	
外来患者への処方数(9月中の延回数)	院内処方数 院外処方せん交付数
医療用麻薬の処方	1 有 2 無

○注意書きの文末について、統一的な表記に変更する。
調査事項に変更なし。

(15) 専門外来の設置

(17) 専門外来の設置

○病院票に合わせた調査項目の順序の入れ替えにより、調査項目番号を変更する。
調査事項に変更なし。

(16) 委託の状況

(15) 委託の状況

○病院票に合わせた調査項目の順序の入れ替えにより、調査項目番号を変更する。
調査事項に変更なし。

<p>新(平成29年)</p>	<p>旧(平成26年)</p>	<p>変更理由等</p>																				
<p>(17) 表示診療時間の状況</p>	<p>(16) 表示診療時間の状況</p>	<p>○病院票に合わせた調査項目の順序の入れ替えにより、調査項目番号を変更する。 調査事項に変更なし。</p>																				
<p>【削除】</p>	<p>(19) レセプト処理用コンピュータの導入状況</p> <table border="1" data-bbox="384 651 616 1350"> <tr> <th colspan="2">(19) レセプト処理用コンピュータの導入状況</th> </tr> <tr> <td>1 導入している</td> <td>1 平成26年度</td> </tr> <tr> <td>2 今後導入する予定がある</td> <td>2 平成27年度</td> </tr> <tr> <td>3 導入する予定なし</td> <td>3 平成28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 平成29年度以降</td> </tr> </table>	(19) レセプト処理用コンピュータの導入状況		1 導入している	1 平成26年度	2 今後導入する予定がある	2 平成27年度	3 導入する予定なし	3 平成28年度		4 平成29年度以降	<p>○「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年厚生省令第36号)の規定により、レセプトコンピュータを使用して書面で請求している保険医療機関等については、審査支払機関への届出により、当該レセプトコンピュータの減価償却期間(保守管理契約期間)又はリース契約期間が終了するまでの間(最長で平成27年3月31日まで)、電子レセプト請求への移行が猶予されていたところであるが、導入が済み、猶予期限から1年以上経過したことから削除する。</p>										
(19) レセプト処理用コンピュータの導入状況																						
1 導入している	1 平成26年度																					
2 今後導入する予定がある	2 平成27年度																					
3 導入する予定なし	3 平成28年度																					
	4 平成29年度以降																					
<p>(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況</p> <table border="1" data-bbox="727 1429 1046 2134"> <tr> <th colspan="2">(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況</th> </tr> <tr> <td>1 診療所全体で電子化している</td> <td>1 平成29年度</td> </tr> <tr> <td>2 診療所内の一部で電子化している</td> <td>2 平成30年度</td> </tr> <tr> <td>3 今後電子化する予定がある</td> <td>3 平成31年度</td> </tr> <tr> <td>4 電子化する予定なし</td> <td>4 平成32年度以降</td> </tr> </table>	(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況		1 診療所全体で電子化している	1 平成29年度	2 診療所内の一部で電子化している	2 平成30年度	3 今後電子化する予定がある	3 平成31年度	4 電子化する予定なし	4 平成32年度以降	<p>(20) 診療録電子化(電子カルテ)の状況</p> <table border="1" data-bbox="727 651 959 1350"> <tr> <th colspan="2">(20) 診療録電子化(電子カルテ)の状況</th> </tr> <tr> <td>1 診療所全体で電子化している</td> <td>1 平成26年度</td> </tr> <tr> <td>2 診療所内の一部で電子化している</td> <td>2 平成27年度</td> </tr> <tr> <td>3 今後電子化する予定がある</td> <td>3 平成28年度</td> </tr> <tr> <td>4 電子化する予定なし</td> <td>4 平成29年度以降</td> </tr> </table>	(20) 診療録電子化(電子カルテ)の状況		1 診療所全体で電子化している	1 平成26年度	2 診療所内の一部で電子化している	2 平成27年度	3 今後電子化する予定がある	3 平成28年度	4 電子化する予定なし	4 平成29年度以降	<p>○調査時期にあわせた電子化予定時期に変更する。 ○調査項目削除により調査項目番号を変更する。</p>
(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況																						
1 診療所全体で電子化している	1 平成29年度																					
2 診療所内の一部で電子化している	2 平成30年度																					
3 今後電子化する予定がある	3 平成31年度																					
4 電子化する予定なし	4 平成32年度以降																					
(20) 診療録電子化(電子カルテ)の状況																						
1 診療所全体で電子化している	1 平成26年度																					
2 診療所内の一部で電子化している	2 平成27年度																					
3 今後電子化する予定がある	3 平成28年度																					
4 電子化する予定なし	4 平成29年度以降																					

新(平成29年)

(20)医療情報の電子化の状況

(20)医療情報の電子化の状況
(10)診療録(カルテ)を「電子化している」場合のみ記入

データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ・機器等で保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無
→	1 有 2 無

データの利用範囲 いずれかひとつに○

1 施設内のみで利用	他の医療機関等とのネットワークの有無
→	1 有 2 無

患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○

1 紙面・フィルム等により情報提供している
2 電子的な方法でデータ自体を提供している
3 情報提供していない

SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○

1 実装している	2 実装していない
----------	-----------

旧(平成26年)

(21)医療情報の電子化の状況

(21)医療情報の電子化の状況
(10)診療録(カルテ)を「電子化している」場合のみ記入

データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ・機器等で保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無
→	1 有 2 無

データの利用範囲 1 施設内のみで利用
いれかひとつに○ 2 他の医療機関等と連携して利用 →

他の医療機関等とのネットワークの有無
1 有 2 無

患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○

1 紙面・フィルム等により情報提供している
2 電子的な方法でデータ自体を提供している
3 情報提供していない

SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○

1 実装している	2 実装していない
----------	-----------

変更理由等

- 記入をより明確にするため、一つ前の設問と同様のレイアウトに変更する。
- 調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

新(平成29年)	旧(平成26年)	変更理由等																																																																																																																								
(21) 遠隔医療システムの導入状況	(22) 遠隔医療システムの導入状況	○調査項目削除により調査項目番号を変更する。 調査事項に変更なし。																																																																																																																								
<p>(22) 医療安全体制</p> <p>(22) 医療安全体制</p> <p>各項目について、あてはまるものを○に○</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="10">責 任 者</th> </tr> <tr> <th>医師</th> <th>歯科医師</th> <th>薬剤師</th> <th>看護師</th> <th>診療放射線技師</th> <th>臨床検査技師</th> <th>臨床工学技士</th> <th>その他</th> <th>配置して いない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療安全体制(全般)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>院内感染防止対策</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>医療機器安全管理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医薬品安全管理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		責 任 者										医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置して いない	医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			医薬品安全管理	1	2	3	4						<p>(23) 医療安全体制</p> <p>(23) 医療安全体制</p> <p>各項目について、あてはまるものを○に○</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="10">責 任 者</th> </tr> <tr> <th>医師</th> <th>歯科医師</th> <th>薬剤師</th> <th>看護師</th> <th>診療放射線技師</th> <th>臨床検査技師</th> <th>臨床工学技士</th> <th>その他</th> <th>配置して いない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療安全体制(全般)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>院内感染防止対策</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>医療機器安全管理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医薬品安全管理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		責 任 者										医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置して いない	医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			医薬品安全管理	1	2	3	4						○記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。 ○調査項目削除により調査項目番号を変更する。 調査事項に変更なし。
		責 任 者																																																																																																																								
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置して いない																																																																																																																	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																			
医薬品安全管理	1	2	3	4																																																																																																																						
	責 任 者																																																																																																																									
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置して いない																																																																																																																	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																			
医薬品安全管理	1	2	3	4																																																																																																																						

新(平成29年)

(23) 在宅医療サービスの実施状況

(23) 在宅医療サービスの実施状況 併設施設によるサービスを除く
実施の年間に○を付け、1月中の件数を記入してください。

	医療保険等による在宅サービス		件数
	1 実施している	2 実施していない	
往診			01
在宅患者訪問診療			02
歯科訪問診療			03
救急搬送診療			04
在宅患者訪問看護・指導			05
精神科在宅患者訪問看護・指導			06
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理			07
訪問看護ステーションへの指示書の交付			08
在宅看取り			09

	介護保険による在宅サービス		件数
	1 実施している	2 実施していない	
居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)			10
訪問看護(介護予防サービスを含む)			11
訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)			12

在宅療養支援診療所の届出 いずれかに○ 施設には自施設をきむ。

1 有 連携保険医療機関等の数 (施設)
 受け持つ在宅療養患者の数 (人)

2 無

旧(平成26年)

(24) 在宅医療サービスの実施状況

(24) 在宅医療サービスの実施状況 併設施設によるサービスを除く
実施の年間に○を付け、1月中の件数を記入してください。

	医療保険等による在宅サービス		件数
	1 実施している	2 実施していない	
往診			01
在宅患者訪問診療			02
歯科訪問診療			03
救急搬送診療			04
在宅患者訪問看護・指導			05
精神科在宅患者訪問看護・指導			06
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理			07
訪問看護ステーションへの指示書の交付			08
在宅看取り			09

	介護保険による在宅サービス		件数
	1 実施している	2 実施していない	
居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)			10
訪問看護(介護予防サービスを含む)			11
訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)			12

在宅療養支援診療所の届出 いずれかに○ 施設には自施設をきむ。

1 有 連携保険医療機関等の数 (施設)
 受け持つ在宅療養患者の数 (人)

2 無

変更理由等

○記入をより明確にするため、選択肢の配置を変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

新(平成29年)

(24)検査等の実施状況

(24)検査等の実施状況	9月中の患者数	位置の台数
骨塩定量測定	01 人	台
気管支内視鏡検査*	02 人	台
上部消化管内視鏡検査*	03 人	台
大腸内視鏡検査*	04 人	台
血管連続撮影	05 人	台
DSA(再掲)	06 人	台
循環器DR(再掲)	07 人	台
マンモグラフィ	08 人	台
RI検査(シンチグラム)	09 人	台
SPECT(再掲)	10 人	台
PET	11 人	台
PETCT	12 人	台
マルチスライスCT	13 人	台
その他のCT	14 人	台
3.0テスラ以上	15 人	台
1.5テスラ以上3.0テスラ未満	16 人	台
1.5テスラ未満	17 人	台
3D画像処理	18 人	台
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	19 人	台

旧(平成26年)

(25)検査等の実施状況

(25)検査等の実施状況	9月中の患者数	位置の台数
骨塩定量測定	01 人	台
気管支内視鏡検査*	02 人	台
上部消化管内視鏡検査*	03 人	台
大腸内視鏡検査*	04 人	台
血管連続撮影	05 人	台
DSA(再掲)	06 人	台
循環器DR(再掲)	07 人	台
マンモグラフィ	08 人	台
RI検査(シンチグラム)	09 人	台
SPECT(再掲)	10 人	台
PET	11 人	台
PETCT	12 人	台
マルチスライスCT	13 人	台
その他のCT	14 人	台
3.0テスラ以上	15 人	台
1.5テスラ以上3.0テスラ未満	16 人	台
1.5テスラ未満	17 人	台
3D画像処理	18 人	台
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	19 人	台

変更理由等

- 記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。
- 調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

新(平成29年)

(25)手術等の実施状況

(25)手術等の実施状況		9月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	1	件	
外来化学療法	2	件	
人工透析	3	件	台
分娩(正常分娩を含む)	4	件	
帝王切開娩出術(再掲)	5	件	

分娩の取扱		小数点以下第2位四捨五入	
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)		
	担当助産師数(常勤換算)		
2 取り扱っていない	院内助産所の有無	1 有	2 無

旧(平成26年)

(26)手術等の実施状況

(26)手術等の実施状況		9月中の実施件数
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01	件
内視鏡下消化管手術	02	件
悪性腫瘍手術	03	件
肺(再掲)	04	件
胃(再掲)	05	件
肝臓(再掲)	06	件
大腸(再掲)	07	件
前立腺(再掲)	08	件
乳房(再掲)	09	件
子宮(再掲)	10	件
外来化学療法	11	件
人工透析	12	件
(人工透析装置の台数)		台
分娩(正常分娩を含む)	13	件
帝王切開娩出術(再掲)	14	件

分娩の取扱		小数点以下第2位四捨五入	
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)		
	担当助産師数(常勤換算)		
2 取り扱っていない	院内助産所の有無	1 有	2 無

変更理由等

○「全身麻酔(静脈麻酔は除く)」、「内視鏡下消化管手術」及び「悪性腫瘍手術 部位別 肺(再掲)」、「悪性腫瘍手術 部位別 子宮(再掲)」については、行政記録情報等(病床機能報告、社会医療診療行為別統計)により把握可能であることから、記入者負担を考慮し削除する。

○「9月中の実施件数」及び「装置の台数」の記入をより明確にするため、表頭を変更する。

○「分娩の取扱の担当医師数(常勤換算)」及び「担当助産師数(常勤換算)」について、病院票と合わせて桁数を変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。

新(平成29年)

(26)放射線治療の実施状況

(26)放射線治療の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
患者数は、前年度の枚数又は検査結果を元に記入してください。			
放射線治療(体外照射)	1	人	台
ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)	2	人	台
放射線治療(腔内・組織内照射)	3	人	台

(27)歯科設備

(28)従事者数

(28)従事者数		10月1日現在の患者記入状況	
職	種	常勤	非常勤(常勤換算)
		【常勤】従事者の人数	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 (小人数は第2位四捨五入)
01	医師	人	人
02	歯科医師	人	人
職	種	実人員	常勤換算
		【実数】(非常勤)従事者の人数	【実数】(非常勤)従事者の常勤換算した人数 (小人数は第2位四捨五入)
03	薬剤師	人	人
04	保健師	人	人
05	助産師	人	人
06	看護師	人	人
07	准看護師	人	人
08	看護業務補助者	人	人
09	理学療法士(PT)	人	人
10	作業療法士(OT)	人	人

旧(平成26年)

(27)放射線治療の実施状況

(27)放射線治療の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
患者数は、前年度の枚数又は検査結果を元に記入してください。			
放射線治療(体外照射)	1	人	台
ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)	2	人	台
放射線治療(腔内・組織内照射)	3	人	台

(28)歯科設備

(29)従事者数

(29)従事者数		10月1日現在の患者記入状況	
職	種	常勤	非常勤(常勤換算)
		【常勤】従事者の人数	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 (小人数は第2位四捨五入)
01	医師	人	人
02	歯科医師	人	人
職	種	実人員	常勤換算
		【実数】(非常勤)従事者の人数	【実数】(非常勤)従事者の常勤換算した人数 (小人数は第2位四捨五入)
03	薬剤師	人	人
04	保健師	人	人
05	助産師	人	人
06	看護師	人	人
07	准看護師	人	人
08	看護業務補助者	人	人
09	理学療法士	人	人
10	作業療法士	人	人

変更理由等

○記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。
○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

○「常勤」及び「非常勤(常勤換算)」と「実人員」及び「常勤換算」の2種類の異なる表頭について、明確に認識できるよう表頭の色を変更する。

○小数点の注意書きを統一的な表記に変更する。

○職種の「09 理学療法士」及び「10 作業療法士」について、病院票と統一的な表記とするため、「09 理学療法士(PT)」及び「10 作業療法士(OT)」に変更する。

○記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

新(平成29年)

【削除】

旧(平成26年)

欄外 次回の調査方法について

調査方法について	
当調査は、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入を検討しております。	
(1) 貴施設には、インターネットを使用できるパソコンはありますか。	1 有 2 無
(2) 次のうち、どちらの調査方法を希望しますか。 いずれかに○	1 政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査 2 紙の調査票による調査 ↳ (理由:)

変更理由等

○平成29年調査より、一般診療所票についても本格的にオンライン調査を導入するため、オンライン調査導入に向けた欄外アンケートは削除する。

新(平成29年)	旧(平成26年)	変更理由等
<p>(4) 開設者</p> <p>01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 10 地方独立行政法人 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他の法人 26 個人</p>	<p>(4) 開設者</p> <p>01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康福祉機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 10 地方独立行政法人 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他の法人 26 個人</p>	<p>○独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」(平成27年法律第17号)が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めた。 これに伴い、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更する。</p>

新(平成29年)	旧(平成26年)	変更理由等
<p>(8) 診療状況</p> <p>(8) 診療状況 (9月中)</p> <p>9月中の外来患者延数</p> <p>初診の患者の数(再掲)</p> <p>人</p> <p>人</p>	<p>(8) 診療状況</p> <p>(8) 診療状況 (9月中)</p> <p>外来患者延数</p> <p>初診の患者の数(再掲)</p> <p>人</p> <p>人</p>	<p>○見出し及び一部調査項目について、一般診療所票「(9)診療状況」と統一的な表記に変更する。調査事項に変更なし。</p>
<p>(9) 外来患者への処方数</p> <p>(9) 外来患者への処方数</p> <p>院内処方数</p> <p>院外処方せん交付数</p> <p>回</p> <p>回</p>	<p>(9) 外来患者への処方数</p> <p>(9) 外来患者への処方数</p> <p>院内処方数</p> <p>院外処方せん交付数</p> <p>回</p> <p>回</p>	<p>○注意書きの文末について、統一的な表記に変更する。調査事項に変更なし。</p>
<p>(11) 救急医療体制</p> <p>(11) 救急医療体制</p> <p>初期救急医療体制への参加状況</p> <p>1 休日等歯科診療所</p> <p>2 歯科在宅当番医制</p> <p>3 していない</p> <p>夜間(深夜も含む)の救急対応</p> <p>いずれかひとつに○</p> <p>対応している</p> <p>1 ほぼ毎日</p> <p>2 ほぼ毎日以外</p> <p>3 対応していない</p>	<p>(11) 救急医療体制</p> <p>(11) 救急医療体制</p> <p>1 休日等歯科診療所</p> <p>2 歯科在宅当番医制</p> <p>3 していない</p> <p>夜間(深夜も含む)の救急対応</p> <p>いずれかひとつに○</p> <p>対応している</p> <p>1 ほぼ毎日</p> <p>2 ほぼ毎日以外</p> <p>3 対応していない</p>	<p>○初期救急医療体制に参加している場合、「1 休日等歯科診療所」又は「2 歯科在宅当番医制」のいずれかを○で囲むことが明確になるよう、「初期救急医療体制への参加状況」を追加する。調査事項に変更なし。</p>

新(平成29年)

【削除】

旧(平成26年)

(15) レセプト処理用コンピューターの導入状況

15) レセプト処理用コンピューターの導入状況	
	導入予定時期
1 導入している	平成26年度
2 今後導入する予定がある	平成27年度
3 導入する予定なし	平成28年度
	平成29年度以降

変更理由等

○「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年厚生省令第36号)の規定により、レセプトコンピュータを使用する審査支払機関への保険医療機関等については、審査支払機関への届出により、当該レセプトコンピュータの減価償却期間(保守管理契約期間)又はリース契約期間が終了するまでの間(最長で平成27年3月31日まで)、電子レセプト請求への移行が猶予されていたところであるが、導入が進み、猶予期限から1年以上経過したことから削除する。

(15) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

15) 診療録電子化(電子カルテ)の状況	
	電子化予定時期
1 電子化している	平成29年度
2 今後電子化する予定がある	平成30年度
3 電子化する予定なし	平成31年度
	平成32年度以降

(16) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

16) 診療録電子化(電子カルテ)の状況	
	電子化予定時期
1 電子化している	平成26年度
2 今後電子化する予定がある	平成27年度
3 電子化する予定なし	平成28年度
	平成29年度以降

○調査時期にあわせた電子化予定時期に変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。

(16) 医療安全体制

(16) 医療安全体制	各項目について、数値は右側のボックスに○			
	歯科医師	歯科衛生士	その他	配置していません
医療安全体制(全般)	1	2	3	4
院内感染防止対策	1	2	3	4
医療機器安全管理	1	2	3	
医薬品安全管理	1	2	3	

(17) 医療安全体制

(17) 医療安全体制	各項目について、数値は右側のボックスに○			
	歯科医師	歯科衛生士	その他	配置していません
医療安全体制(全般)	1	2	3	4
院内感染防止対策	1	2	3	4
医療機器安全管理	1	2	3	
医薬品安全管理	1	2	3	

○記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。

○調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

歯科診療所票

新(平成29年)

(17) 歯科設備

(17) 歯科設備		単位として申告するべき台数	
1	歯科診療台 (台)		
2	デンタルX線装置(アナログ)		
3	デンタルX線装置(デジタル)		
4	パノラマX線装置(アナログ)		
5	パノラマX線装置(デジタル)		
6	ポータブル歯科ユニット		
7	吸入鎮静装置		
8	診療用器具の滅菌に使用する機器		
9	オートクレーブ		
	オートクレーブ以外		

旧(平成26年)

(18) 歯科設備

(18) 歯科設備		単位として申告するべき台数	
1	歯科診療台 (台)		
2	デンタルX線装置(アナログ)		
3	デンタルX線装置(デジタル)		
4	パノラマX線装置(アナログ)		
5	パノラマX線装置(デジタル)		
6	ポータブル歯科ユニット		
7	オートクレーブ		
8	吸入鎮静装置		

変更理由等

○オートクレーブは、滅菌機器として最も簡便で低コストであるため歯科診療所において広く普及しているが、オートクレーブにかかわらず滅菌機器を保有している歯科診療所数を把握するため、「9 オートクレーブ以外」を追加する。
 「8 オートクレーブ」については、時系列的に把握するため、引き続き選択肢とするとともに、併せて記入が明確になるよう、一部選択肢の順序を変更する。
 (H26年調査:約15%の歯科診療所がオートクレーブを保有していない)
 ○調査項目削除により調査項目番号を変更する。

(18) 歯科技工室

(19) 歯科技工室

(19)インプラント手術の実施状況

(20)インプラント手術の実施状況

(20) 歯科用アマルガムの保有状況

(21) 歯科用アマルガムの保有状況

(21)在宅医療サービスの実施状況

(22)在宅医療サービスの実施状況

(21)在宅医療サービスの実施状況		9月中の実施件数	
1	訪問診療(居宅)		件
2	訪問診療(施設)		件
3	訪問歯科衛生指導		件
4	居宅療養管理指導(歯科医師による)		件
5	居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)		件
6	介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)		件
7	介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)		件
8	その他の在宅医療サービス		件

(22)在宅医療サービスの実施状況		9月中の実施件数	
1	訪問診療(居宅)		件
2	訪問診療(施設)		件
3	訪問歯科衛生指導		件
4	居宅療養管理指導(歯科医師による)		件
5	居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)		件
6	介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)		件
7	介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)		件
8	その他の在宅医療サービス		件

歯科診療所票

新(平成29年)

(22) 従事者数

(22) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。

職種	常勤		非常勤(常勤換算)		↓小計
	【常勤】従事者の人数	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	
01 歯科医師					人
02 医師					人
03 歯科衛生士					人
04 歯科技工士					人
職種	実人員		常勤換算		↓小計
	【常勤】「1」等【9】まで記載せず 従事者の人数	【非常勤】「1」等【9】まで記載せず 常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	【常勤】「1」等【9】まで記載せず 従事者の人数	【非常勤】「1」等【9】まで記載せず 常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	
05 薬剤師					人
06 看護師					人
07 准看護師					人
08 歯科業務補助者					人
09 事務職員					人
10 その他の職員					人

旧(平成26年)

(23) 従事者数

(23) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。

職種	常勤		非常勤(常勤換算)		↓小計
	【常勤】従事者の人数	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	【非常勤】従事者の常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	
01 歯科医師					人
02 医師					人
03 歯科衛生士					人
04 歯科技工士					人
職種	実人員		非常勤換算		↓小計
	【常勤】「1」等【9】まで記載せず 従事者の人数	【非常勤】「1」等【9】まで記載せず 常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	【常勤】「1」等【9】まで記載せず 従事者の人数	【非常勤】「1」等【9】まで記載せず 常勤換算した人数 【0】「1」等【9】まで記載せず に記入してください。	
05 薬剤師					人
06 看護師					人
07 准看護師					人
08 歯科業務補助者					人
09 事務職員					人
10 その他の職員					人

変更理由等

- 「常勤」及び「非常勤(常勤換算)」と「実人員」及び「常勤換算」の2種類の異なる表頭について、明確に認識できるよう表頭の色を変更する。
- 小数点の注意書きを統一的な表記に変更する。
- 記入すべき箇所が明確にわかるよう、斜線欄の色を変更する。
- 調査項目削除により調査項目番号を変更する。調査事項に変更なし。

新(平成29年)

【削除】

旧(平成26年)

撰外 次回の調査方法について

調査方法について

当調査は、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入を検討しております。

(1) 貴施設には、インターネットを使用できるパソコンはありますか。

1 有

2 無

(2) 次のうち、どちらの調査方法を希望しますか。 いずれかに○

1 政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査

2 紙の調査票による調査

→ (理由:)

変更理由等

○平成29年調査より、歯科診療所票についてもオンライン調査を導入するため、オンライン調査導入に向けた撰外アンケートは削除する。

平成29年医療施設（静態・動態）調査 結果表一覧（案）

平成29年医療施設（静態・動態）調査結果表一覧は、3年周期で実施している医療施設（静態）調査及び毎月実施している医療施設（動態）調査の結果表で構成されています。

厚生労働省

平成29年医療施設(静態・動態)調査 結果表一覧(案)

【上巻掲載統計表】

<全国編>

年次推移

- 第 1 表 * 施設数・構成割合・人口10万対施設数, 年次・施設の種別
- 第 2 表 * 病床数・人口10万対病床数・1病床当たり人口, 年次・病床の種別
- 第 3 表 * 病院数・病床数, 年次・開設者別
- 第 4 表 * 一般診療所数, 年次・開設者別
- 第 5 表 * 歯科診療所数, 年次・開設者別
- 第 6 表 * 病院数・構成割合, 年次・病床の規模・精神科病院—一般病院(再掲)別
- 第 7 表 * 一般病院数(重複計上), 年次・診療科目別
- 第 8 表 * 一般診療所数; 歯科診療所数(重複計上), 年次・診療科目別
- 第 9 表 * 一般診療所の従事者数, 年次・職種別
- 第 10 表 * 歯科診療所の従事者数, 年次・職種別
- 第 11 表 * 病院の従事者数, 年次・職種・精神科病院—一般病院(再掲)別
- 第 12 表 * 病院の100床当たり従事者数, 年次・職種・精神科病院—一般病院(再掲)別

病院

病院数

- 第 13 表 * 病院数, 病院—病床の種別・開設者別
- 第 14 表 * 病院数, 病院—病床の種別・病床の規模別
- 第 15 表 * 病院数, 開設者・病院の種別・病床の規模別
- 第 16 表 * 病院数(重複計上), 特殊病床等の占める割合・開設者別
- 第 17 表 * 病院数(重複計上), 特殊病床等の占める割合・病床の規模別

病床数

- 第 18 表 * 病院の病床数, 病床—病院の種別・開設者別
- 第 19 表 * 病院の病床数, 病床—病院の種別・病床の規模別
- 第 20 表 * 病院の病床数, 開設者・病院の種別・病床の規模別
- 第 21 表 * 病院数(重複計上); 病床数, 病棟等の種別・開設者別
- 第 22 表 * 病院数(重複計上); 病床数, 病棟等の種別・病床の規模別

診療科目

- 第 23 表 * 病院数(重複計上), 開設者・診療科目・精神科病院—一般病院別
- 第 24 表 * 病院数(重複計上), 病床の規模・診療科目・精神科病院—一般病院別

患者数

- 第 25 表 * 病院の患者数, 精神科病院—一般病院・開設者別
- 第 26 表 * 病院の患者数, 精神科病院—一般病院・病床の規模別
- 第 27 表 * 病院の患者数, 精神科病院—一般病院・診療科目別
- 第 28 表 * 病院の患者数(重複計上), 救急告示—救急医療体制別

医師数

- 第 29 表 * 病院の医師数(常勤換算), 性・開設者・診療科目(主たる診療科目)別
- 第 30 表 * 病院の医師数(常勤換算), 性・病床の規模・診療科目(主たる診療科目)別

社会保険診療等

- 第 31 表 * 病院数, 社会保険診療等・開設者・精神科病院—一般病院別

処方の状況等

- 第 32 表 * 病院数; 処方数, 院内—院外—院内外・精神科病院—一般病院・開設者別
- 第 33 表 * 病院数; 処方数, 院内—院外—院内外・精神科病院—一般病院・病床の規模別
- 第 34 表 * 病院数(重複計上), 処方の状況・精神科病院—一般病院・開設者別
- 第 35 表 * 病院数(重複計上), 処方の状況・精神科病院—一般病院・病床の規模別

承認等

- 第 36 表 * 病院数(重複計上), 承認等・精神科病院—一般病院・開設者別
- 第 37 表 * 病院数(重複計上), 承認等・精神科病院—一般病院・病床の規模別

臨床研修医

- 第 38 表 * 病院数, 臨床研修医の状況・一般病院(再掲)・開設者別
- 第 39 表 * 病院数, 臨床研修医の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別

退院調整支援担当者

- 第 40 表 * 病院数, 退院調整支援担当者の状況・一般病院(再掲)・開設者別
- 第 41 表 * 病院数, 退院調整支援担当者の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別

医師事務作業補助者

- 第 42 表 * 病院数, 医師事務作業補助者の状況・一般病院(再掲)・開設者別
- 第 43 表 * 病院数, 医師事務作業補助者の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別

救急医療体制

- 第 44 表 * 病院数(重複計上), 救急告示—救急医療体制・夜間の救急対応別
- 第 45 表 * 病院数(重複計上), 救急医療体制—救急告示・精神科病院—一般病院・開設者別

第 46 表	病院数(重複計上), 救急医療体制—救急告示・精神科病院—一般病院・病床の規模別
第 47 表	病院数, 精神科救急医療体制—夜間の救急対応・精神科病院—一般病院・開設者別
第 48 表	病院数, 精神科救急医療体制—夜間の救急対応・精神科病院—一般病院・病床の規模別
専門外来	
第 49 表	病院数(重複計上), 専門外来の設置状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 50 表	病院数(重複計上), 専門外来の設置状況・一般病院(再掲)・病床の規模別
委託	
第 51 表	病院数(重複計上), 委託・精神科病院—一般病院・開設者別
第 52 表	病院数(重複計上), 委託・精神科病院—一般病院・病床の規模別
表示診療時間	
第 53 表	病院数(重複計上), 表示診療時間・精神科病院—一般病院・開設者別
第 54 表	病院数(重複計上), 表示診療時間・精神科病院—一般病院・病床の規模別
受動喫煙防止対策	
第 55 表	病院数, 受動喫煙防止対策・精神科病院—一般病院・開設者別
第 56 表	病院数, 受動喫煙防止対策・精神科病院—一般病院・病床の規模別
職員のための院内保育サービス	
第 57 表	病院数(重複計上), 職員のための院内保育サービスの状況・精神科病院—一般病院・開設者別
第 58 表	病院数(重複計上), 職員のための院内保育サービスの状況・精神科病院—一般病院・病床の規模別
オーダリングシステム	
第 59 表	病院数(重複計上), オーダリングシステムの導入状況・精神科病院—一般病院・開設者別
第 60 表	病院数(重複計上), オーダリングシステムの導入状況・精神科病院—一般病院・病床の規模別
医用画像管理システム(PACS)	
第 61 表	病院数, 医用画像管理システム(PACS)の導入状況・精神科病院—一般病院・開設者別
第 62 表	病院数, 医用画像管理システム(PACS)の導入状況・精神科病院—一般病院・病床の規模別
診療録電子化(電子カルテ)	
第 63 表	病院数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・精神科病院—一般病院・開設者別
第 64 表	病院数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・精神科病院—一般病院・病床の規模別
医療情報の電子化	
第 65 表	病院数(重複計上), 医療情報の電子化の状況・精神科病院—一般病院・開設者別
第 66 表	病院数(重複計上), 医療情報の電子化の状況・精神科病院—一般病院・病床の規模別
遠隔医療システム	
第 67 表	病院数, 遠隔医療システム・一般病院(再掲)・開設者別
第 68 表	病院数, 遠隔医療システム・一般病院(再掲)・病床の規模別
医療安全体制	
第 69 表	病院数, 医療安全体制の責任者・一般病院(再掲)・開設者別
第 70 表	病院数, 医療安全体制の責任者・一般病院(再掲)・病床の規模別
第 71 表	病院数, 医療安全体制の状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 72 表	病院数, 医療安全体制の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別
在宅医療サービス	
第 73 表	病院数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・精神科病院—一般病院・開設者別
第 74 表	病院数(重複計上); 実施件数, 在宅医療サービス・精神科病院—一般病院・病床の規模別
特殊診療設備	
第 75 表	病院数(重複計上); 病床数; 取扱患者延数, 特殊診療設備・一般病院(再掲)・開設者別
第 76 表	病院数(重複計上); 病床数; 取扱患者延数, 特殊診療設備・一般病院(再掲)・病床の規模別
緩和ケア	
第 77 表	病院数(重複計上); 病床数; 患者数, 緩和ケアの状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 78 表	病院数(重複計上); 病床数; 患者数, 緩和ケアの状況・一般病院(再掲)・病床の規模別
手術等	
第 79 表	病院数(重複計上); 実施件数, 手術等・一般病院(再掲)・開設者別
第 80 表	病院数(重複計上); 実施件数, 手術等・一般病院(再掲)・病床の規模別
第 81 表	病院数, 分娩の状況・一般病院(再掲)・開設者別
第 82 表	病院数, 分娩の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別
検査等	
第 83 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・一般病院(再掲)・開設者別
第 84 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・一般病院(再掲)・病床の規模別
放射線治療	
第 85 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 放射線治療・一般病院(再掲)・開設者別
第 86 表	病院数(重複計上); 患者数; 台数, 放射線治療・一般病院(再掲)・病床の規模別
歯科設備	
第 87 表	病院数(重複計上), 歯科設備・一般病院(再掲)・開設者別
第 88 表	病院数(重複計上), 歯科設備・一般病院(再掲)・病床の規模別
剖検	
第 89 表	病院数; 剖検数; 剖検率, 一般病院(再掲)・開設者別
第 90 表	病院数; 剖検数; 剖検率, 一般病院(再掲)・病床の規模別

従事者数

- 第 91 表 病院の従事者数, 精神科病院—一般病院・職種別
 第 92 表 1病院当たり従事者数, 精神科病院—一般病院・職種別
 第 93 表 病院の100床当たり従事者数, 精神科病院—一般病院・職種別
 第 94 表 病院の従事者数, 職種・開設者・精神科病院—一般病院別
 第 95 表 病院の100床当たり従事者数, 職種・開設者・精神科病院—一般病院別
 第 96 表 1病院当たり従事者数, 職種・病床規模・精神科病院—一般病院別
 第 97 表 病院の100床当たり従事者数, 職種・病床規模・精神科病院—一般病院別

看護職員の勤務体制

- 第 98 表 病院数(重複計上), 看護職員の勤務形態・病棟の種類・病床の規模別
 第 99 表 病院の配置看護単位数;配置看護職員数, 勤務形態・時間帯・病棟の種類・開設者別
 第 100 表 病院の配置看護単位数;配置看護職員数, 勤務形態・時間帯・病棟の種類・病床の規模別

新人看護職員研修

- 第 101 表 病院数, 新人看護職員研修の状況・開設者別
 第 102 表 病院数, 新人看護職員研修の状況・病床の規模別

一般診療所

一般診療所数・病床数

- 第 103 表 * 一般診療所数;病床数, 病床の有無・病床の規模・開設者別

診療科目

- 第 104 表 一般診療所数(重複計上), 開設者・診療科目・病床の有無別
 第 105 表 一般診療所数, 開設者・診療科目(主たる診療科目)・病床の有無別
 第 106 表 一般診療所数, 開設者・診療科目(単科)・病床の有無別

患者数

- 第 107 表 一般診療所の患者数, 開設者別
 第 108 表 一般診療所の患者数, 診療科目(主たる診療科目)・病床の有無別
 第 109 表 一般診療所の患者数, 診療科目(単科)・病床の有無別

社会保険診療等

- 第 110 表 一般診療所数, 社会保険診療等・開設者別

処方

- 第 111 表 一般診療所数;処方数, 院内—院外—院内外・病床の有無・開設者別

診療所の種類

- 第 112 表 一般診療所数, 診療所の種類・開設者別

期間診療所等

- 第 113 表 一般診療所数(重複計上), 期間診療所等・開設者別

退院調整支援担当者

- 第 114 表 一般診療所数, 退院調整支援担当者の状況・開設者別

救急医療体制

- 第 115 表 一般診療所数(重複計上), 救急医療体制・開設者別
 第 116 表 一般診療所数, 夜間の救急対応・診療科目(主たる診療科目)別
 第 117 表 一般診療所数, 夜間の救急対応・診療科目(単科)別

専門外来

- 第 118 表 一般診療所数(重複計上), 専門外来の設置状況・病床の有無・開設者別

委託

- 第 119 表 一般診療所数(重複計上), 委託・病床の有無・開設者別

表示診療時間

- 第 120 表 一般診療所数(重複計上), 表示診療時間・開設者・診療所の種類(再掲)別

受動喫煙防止対策

- 第 121 表 一般診療所数, 受動喫煙防止対策・病床の有無・開設者別

診療録電子化(電子カルテ)

- 第 122 表 一般診療所数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・病床の有無・開設者別

医療情報の電子化

- 第 123 表 一般診療所数(重複計上), 医療情報の電子化の状況・開設者別

遠隔医療システム

- 第 124 表 一般診療所数, 遠隔医療システム・診療科目(主たる診療科目)別
 第 125 表 一般診療所数, 遠隔医療システム・病床の有無・開設者別

医療安全体制

- 第 126 表 一般診療所数, 医療安全体制の責任者・病床の有無・開設者別

在宅医療サービス

- 第 127 表 一般診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・開設者・病床の有無別
 第 128 表 一般診療所数, 在宅療養支援診療所の届出状況・病床の有無・開設者別

検査等	
第129表	一般診療所数(重複計上);患者数;台数,検査等・病床の有無・開設者別
手術等	
第130表	一般診療所数(重複計上);実施件数,手術等・病床の有無・開設者別
第131表	一般診療所数,分娩の状況・開設者別
放射線治療	
第132表	一般診療所数(重複計上);患者数;台数,放射線治療・病床の有無・開設者別
従事者数	
第133表	一般診療所の従事者数,開設者・職種・病床の有無別
歯科診療所	
歯科診療所数	
第134表*	歯科診療所数;病床数,病床の有無・病床の規模・開設者別
診療科目	
第135表	歯科診療所数(重複計上),診療科目・開設者別
患者数	
第136表	歯科診療所の患者数,開設者別
社会保険診療等	
第137表	歯科診療所数,社会保険診療等・開設者別
処方	
第138表	歯科診療所数;処方数,院内-院外-院内外・開設者別
保健事業	
第139表	歯科診療所数(重複計上),保健事業・開設者別
救急医療体制	
第140表	歯科診療所数,救急医療体制・開設者別
表示診療時間	
第141表	歯科診療所数(重複計上),表示診療時間・開設者・救急医療体制(再掲)別
技工物作成の委託	
第142表	歯科診療所数(重複計上),技工物作成の委託の状況・病床の有無・開設者別
受動喫煙防止対策	
第143表	歯科診療所数,受動喫煙防止対策・開設者別
診療録電子化(電子カルテ)	
第144表	歯科診療所数,診療録電子化(電子カルテ)の状況・開設者別
医療安全体制	
第145表	歯科診療所数,医療安全体制の責任者・開設者別
歯科設備, 歯科技工室	
第146表	歯科診療所数(重複計上),開設者・歯科設備別
第147表	歯科診療所数,歯科技工室・開設者別
インプラント手術	
第148表	歯科診療所数,インプラント手術の実施状況・開設者別
歯科用アマルガム	
第149表	歯科診療所数,歯科用アマルガムの保有状況・開設者別
在宅医療サービス	
第150表	歯科診療所数(重複計上);実施件数,在宅医療サービス・開設者別
従事者数	
第151表	歯科診療所の従事者数,開設者・職種別
休止・休診中	
第152表*	施設数,施設の種類・休止・休診中(別掲)・開設者別
施設の動態状況	
(病院)	
第153表*	病院数;病床数,開設-廃止-休止-再開・病床の種類・開設者別
第154表*	病院数;病床数,開設-廃止-休止-再開・病床の種類・病床の規模別
第155表*	病院の変更増床数・減床数,病床の種類・開設者別
第156表*	病院の変更増床数・減床数,病床の種類・病床の規模別
第157表*	病院数,病院の病床規模の変更状況・精神科病院-一般病院別
(一般診療所)	
第158表*	一般診療所数;病床数,開設-廃止-休止-再開・療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者・病床の有無別
第159表*	一般診療所の変更増床数・減床数,療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者別
第160表*	一般診療所の変更増床数・減床数,療養病床を有する一般診療所(再掲)・病床の規模別
(歯科診療所)	
第161表*	歯科診療所数;病床数,開設-廃止-休止-再開・開設者・病床の有無別

【下巻掲載統計表】
 <都道府県編>

年次推移

- 第 1 表 * 病院数, 年次・都道府県別
 第 2 表 * 一般診療所数, 年次・都道府県別
 第 3 表 * 歯科診療所数, 年次・都道府県別
 第 4 表 * 病院の病床数, 年次・都道府県別
 第 5 表 * 一般診療所の病床数, 年次・都道府県別

病院

病院数

- 第 6 表 * 病院数, 病院－病床の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
 第 7 表 * 病院数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別
 第 8 表 * 病院数, 病床の規模・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別
 第 9 表 * 人口10万対病院数, 病院－病床の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

病床数

- 第 10 表 * 病院の病床数, 病院－病院の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
 第 11 表 * 病院の病床数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別
 第 12 表 * 病院の病床数, 病床の規模・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別
 第 13 表 * 病院の人口10万対病床数, 病院－病院の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
 第 14 表 病院数(重複計上); 病床数, 病棟等の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

診療科目

- 第 15 表 * 病院数(重複計上), 診療科目・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別

患者数

- 第 16 表 病院の患者数, 精神科病院－一般病院・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

医師数

- 第 17 表 病院の医師数(常勤換算), 性・診療科目(主たる診療科目)・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

社会保険診療等

- 第 18 表 * 病院数, 社会保険診療等・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別

救急医療体制

- 第 19 表 病院数(重複計上), 救急告示－救急医療体制・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別
 第 20 表 病院数, 精神科救急医療体制－夜間の救急対応・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

専門外来

- 第 21 表 病院数(重複計上), 専門外来の設置状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別

受動喫煙防止対策

- 第 22 表 病院数, 受動喫煙防止対策・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別

職員のための院内保育サービス

- 第 23 表 病院数(重複計上), 職員のための院内保育サービスの状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別

医療安全体制

- 第 24 表 病院数, 医療安全体制の責任者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別
 第 25 表 病院数, 医療安全体制の状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別

特殊診療設備

- 第 26 表 病院数(重複計上); 病床数; 取扱患者延数, 特殊診療設備・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別

緩和ケア

- 第 27 表 病院数(重複計上); 病床数; 患者数, 緩和ケアの状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別

手術等

- 第 28 表 病院数(重複計上); 実施件数, 手術等・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
 第 29 表 病院数, 分娩の状況・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

検査等

- 第 30 表 病院数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別

従事者数

- 第 31 表 病院の従事者数, 職種・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別
 第 32 表 病院の100床当たり従事者数, 医師－薬剤師－看護要員・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院－一般病院別
 第 33 表 病院の常勤換算医師数・人口10万対常勤換算医師数、年次・都道府県別

一般診療所

一般診療所数

- 第 34 表 * 一般診療所数, 開設者・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
 第 35 表 * 一般診療所数; 病床数, 病床の有無・病床の規模・都道府県－指定都市・特別区・中核市(再掲)別

第 36 表 * 人口10万対一般診療所数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無・療養病床を有する一般診療所(再掲)別

病床数

第 37 表 * 一般診療所の病床数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床(再掲)別

第 38 表 * 人口10万対一般診療所の病床数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床(再掲)別

診療科目

第 39 表 一般診療所数(重複計上), 診療科目・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

第 40 表 一般診療所数, 診療科目(主たる診療科目)・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

第 41 表 一般診療所数, 診療科目(単科)・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

患者数

第 42 表 一般診療所の患者数, 都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

社会保険診療等

第 43 表 一般診療所数, 社会保険診療等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

診療所の種類

第 44 表 一般診療所数, 診療所の種類・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

救急医療体制

第 45 表 一般診療所数(重複計上), 救急医療体制・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

専門外来

第 46 表 一般診療所数(重複計上), 専門外来の設置状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

受動喫煙防止対策

第 47 表 一般診療所数, 受動喫煙防止対策・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

検査等

第 48 表 一般診療所数(重複計上); 患者数; 台数, 検査等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

手術等

第 49 表 一般診療所数(重複計上); 実施件数, 手術等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

第 50 表 一般診療所数, 分娩の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

従事者数

第 51 表 一般診療所の従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

歯科診療所

歯科診療所数

第 52 表 * 歯科診療所数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別

第 53 表 * 人口10万対歯科診療所数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

病床数

第 54 表 * 歯科診療所の病床数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

診療科目

第 55 表 歯科診療所数(重複計上), 診療科目・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

患者数

第 56 表 歯科診療所の患者数, 都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

社会保険診療等

第 57 表 歯科診療所数, 社会保険診療等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

受動喫煙防止対策

第 58 表 歯科診療所数, 受動喫煙防止対策・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

インプラント手術

第 59 表 歯科診療所数, インプラント手術の実施状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

歯科用アマルガム

第 60 表 歯科診療所数, 歯科用アマルガムの保有状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

従事者数

第 61 表 歯科診療所の従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

休止・休診中

第 62 表 * 施設数, 施設の種類の休止・休診中(別掲)・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

施設の動態状況

第 63 表 * 病院数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の種類別

第 64 表 * 病院の変更増床数・減床数, 病床の種類・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

第 65 表 * 一般診療所数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床を有する一般診療所(再掲)別

第 66 表 * 歯科診療所数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

【閲覧公表】

二次医療圏・市区町村別

第 1 表 *	病院数;病床数, 病院一病床の種類・二次医療圏・市区町村別
第 2 表 *	一般診療所数;歯科診療所数, 病床数, 病床の有無・二次医療圏・市区町村別
第 3 表	病院数;病床数, 病棟等の種類・二次医療圏別
第 4 表 *	病院数(重複計上), 診療科目・二次医療圏別
第 5 表	一般診療所数(重複計上), 診療科目・二次医療圏別
第 6 表	病院の医師数(常勤換算), 診療科目(主たる診療科目)・性・二次医療圏別
第 7 表	病院の患者数(重複計上), 二次医療圏・救急告示一救急医療体制別
第 8 表	一般診療所数;外来患者延数, 診療科目(主たる診療科目)・二次医療圏別
第 9 表	一般診療所数;外来患者延数, 診療科目(単科)・二次医療圏別
第 10 表	一般診療所数(重複計上), 診療所の種類一期間診療所等・二次医療圏別
第 11 表	歯科診療所数(重複計上), 保健事業・二次医療圏別
第 12 表	病院数, 救急医療体制一救急告示・二次医療圏別
第 13 表	病院数(重複計上), 救急医療体制一救急告示・二次医療圏別
第 14 表	病院数(重複計上), 夜間の救急対応・二次医療圏別
第 15 表	一般診療所数(重複計上), 救急医療体制・二次医療圏別
第 16 表	歯科診療所数, 救急医療体制・二次医療圏別
第 17 表	病院数(重複計上), 表示診療時間・二次医療圏別
第 18 表	一般診療所数(重複計上), 表示診療時間・二次医療圏別
第 19 表	歯科診療所数(重複計上), 表示診療時間・二次医療圏別
第 20 表	病院数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・二次医療圏別
第 21 表	一般診療所数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・病床の有無・二次医療圏別
第 22 表	歯科診療所数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・二次医療圏別
第 23 表	病院数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・二次医療圏別
第 24 表	一般診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・二次医療圏別
第 25 表	一般診療所数, 在宅療養支援診療所の届出状況・二次医療圏別
第 26 表	歯科診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・二次医療圏別
第 27 表	病院数(重複計上);病床数;取扱患者延数, 特殊診療設備・二次医療圏別
第 28 表	病院数(重複計上);病床数;患者数, 緩和ケアの状況・二次医療圏別
第 29 表	病院数(重複計上);実施件数, 手術等・二次医療圏別
第 30 表	一般診療所数(重複計上);実施件数, 手術等・二次医療圏別
第 31 表	病院数, 分娩の状況・二次医療圏別
第 32 表	一般診療所数, 分娩の状況・二次医療圏別
第 33 表	病院数(重複計上);患者数;台数, 検査等・二次医療圏別
第 34 表	一般診療所数(重複計上);患者数;台数, 検査等・二次医療圏別
第 35 表	病院数(重複計上);患者数;台数, 放射線治療・二次医療圏別
第 36 表	病院の従事者数, 職種・二次医療圏別
第 37 表	一般診療所の従事者数(常勤換算), 職種・二次医療圏別
第 38 表	歯科診療所の従事者数(常勤換算), 職種・二次医療圏別

都道府県別

第 39 表 *	病院数, 病院一病床の種類・開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 40 表 *	病院数, 病院一病床の種類・病床の規模・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 41 表 *	病院の病床数, 病床一病院の種類・開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 42 表 *	病院の病床数, 病床一病院の種類・病床の規模・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 43 表 *	一般病院数, 診療科目(単科)・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 44 表	病院数(重複計上), 9月中に休診していた診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
第 45 表	病院数(重複計上), 特定の曜日のみ開設している科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
第 46 表	病院数(重複計上);処方数, 処方の状況・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
第 47 表	病院数(重複計上), 承認等・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
第 48 表	病院数, 臨床研修医の状況・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 49 表	病院数, 退院調整支援担当者の状況・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 50 表	病院数, 医師事務作業補助者の状況・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 51 表	病院数, 救急告示一救急医療体制・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 52 表	初期(軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設)の一般病院数(重複計上), 診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 53 表	二次(入院を要する救急医療施設)の一般病院数(重複計上), 診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 54 表	三次(救命救急センター)の一般病院数(重複計上), 診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 55 表	二次(入院を要する救急医療施設)の一般病院数;病床数;台数, 特殊診療設備一診療機器・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別

第 56 表	三次(救命救急センター)の一般病院数;病床数;台数, 特殊診療設備—診療機器・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 57 表	病院数(重複計上), 表示診療時間・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 58 表	病院数(重複計上), 委託・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 59 表	病院数(重複計上), オーダリングシステムの導入状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 60 表	病院数, 医用画像情報システム(PACS)の導入状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 61 表	病院数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 62 表	病院数(重複計上), 医療情報の電子化の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 63 表	病院数, 遠隔医療システム・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 64 表	病院数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 65 表	病院数(重複計上);患者数;台数, 放射線治療・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 66 表	病院数(重複計上), 歯科設備・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 67 表	病院数;剖検数;剖検率, 都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 68 表	1病院当たり従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 69 表	病院の100床当たり従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 70 表	1病院当たり従事者数, 精神科病院—一般病院・医師—薬剤師—看護要員・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 71 表	病院の従事者数, 職種・開設者・都道府県・一般病院(再掲)別
第 72 表	病院の従事者数, 職種・病床規模・都道府県・一般病院(再掲)別
第 73 表	病院数(重複計上), 看護職員の勤務形態・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病棟の種類別
第 74 表	病院の配置看護単位数;配置看護職員数, 勤務形態・時間帯・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲), 病棟の種類別
第 75 表	病院数, 新人看護職員研修の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
第 76 表 *	一般診療所数;病床数, 病床の有無・病床の規模・開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 77 表	一般診療所数;処方数, 院内—院外—院内外・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 78 表	一般診療所数(重複計上), 期間診療所等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 79 表	一般診療所数, 退院調整支援担当者の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 80 表	一般診療所数(重複計上), 表示診療時間・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 81 表	一般診療所数(重複計上), 委託・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 82 表	一般診療所数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 83 表	一般診療所数(重複計上), 医療情報の電子化の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 84 表	一般診療所数, 遠隔医療システム・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 85 表	一般診療所数, 医療安全体制の責任者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 86 表	一般診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 87 表	一般診療所数, 在宅療養支援診療所の届出状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 88 表	一般診療所数(重複計上);患者数;台数, 放射線治療・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 89 表	一般診療所数(重複計上), 歯科設備・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 90 表	有床一般診療所数, 社会保険診療等・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 91 表	有床一般診療所数, 診療所の種類・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 92 表	有床一般診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 93 表	有床一般診療所数(重複計上), 委託・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 94 表	歯科診療所数;処方数, 院内—院外—院内外・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 95 表	歯科診療所数(重複計上), 保健事業・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 96 表	歯科診療所数, 救急医療体制・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 97 表	歯科診療所数(重複計上), 表示診療時間・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 98 表	歯科診療所数(重複計上), 技工物作成の委託の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 99 表	歯科診療所数, 診療録電子化(電子カルテ)の状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 100 表	歯科診療所数, 医療安全体制の責任者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 101 表	歯科診療所数(重複計上), 歯科設備・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 102 表	歯科診療所数, 歯科技工室・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 103 表	歯科診療所数(重複計上);実施件数, 在宅医療サービス・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

その他

第104表	病院数(重複計上), 開設者・9月中に休診していた診療科目・精神科病院—一般病院別
第105表	病院数(重複計上), 病床の規模・9月中に休診していた診療科目・精神科病院—一般病院別
第106表	病院数(重複計上), 開設者・特定の曜日のみ開設している科目・精神科病院—一般病院別
第107表	病院数(重複計上), 病床の規模・特定の曜日のみ開設している科目・精神科病院—一般病院別
第108表	病院数(重複計上), 歯科系診療科目・開設者別
第109表*	病院数, 社会保険診療等・一般病院(再掲)・病床の規模別
第110表	病院数, 救急医療体制—救急告示・精神科病院—一般病院・開設者別
第111表	病院数, 救急医療体制—救急告示・精神科病院—一般病院・病床の規模別
第112表	病院数(重複計上), 通常の1週間の表示診療時間・18時以降の表示診療時間階級別
第113表	地域医療支援病院の従事者数, 職種・開設者別
第114表	病院の従事者数, 職種・病床規模・精神科病院—一般病院・地域医療支援病院(再掲)別
第115表	1病院当たり従事者数, 職種・開設者・精神科病院—一般病院別
第116表	地域医療支援病院の100床当たり従事者数, 職種・開設者別
第117表	地域医療支援病院1病院当たり従事者数, 職種・病床規模別
第118表	地域医療支援病院の100床当たり従事者数, 職種・病床規模別
第119表	病院数(重複計上), 看護職員の勤務形態・病棟の種類・開設者別
第120表*	一般病院数, 開設者・診療科目(単科)別
第121表*	一般病院数, 病床の規模・診療科目(単科)別
第122表	一般診療所数(重複計上), 通常の1週間の表示診療時間・18時以降の表示診療時間階級別
第123表	在宅療養支援診療所数, 連携保険医療機関等の数・病床の有無・受け持つ在宅療養患者数階級別
第124表	一般診療所数(重複計上), 歯科設備・開設者別
第125表	歯科診療所数(重複計上), 通常の1週間の表示診療時間・18時以降の表示診療時間階級別
第126表	歯科診療所数, 開設者・歯科診療台の規模別

施設の動態状況

第127表*	病院数; 病床数, 月・病床の種類・開設者・開設—廃止—休止—再開別
第128表*	病院数; 病床数, 月・病床の種類・病床の規模・開設—廃止—休止—再開別
第129表*	病院数; 病床数, 月・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設—廃止—休止—再開別
第130表*	病院数(重複計上), 診療科目・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設—廃止—休止—再開別
第131表*	病院の変更増床数・減床数, 月・病床の種類・開設者別
第132表*	病院の変更増床数・減床数, 月・病床の種類・病床の規模別
第133表*	病院の変更増床数・減床数, 月・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第134表*	一般診療所数; 病床数, 月・療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者・開設—廃止—休止—再開別
第135表*	一般診療所数; 病床数, 月・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設—廃止—休止—再開別
第136表*	歯科診療所数; 病床数, 月・開設者・開設—廃止—休止—再開別
第137表*	歯科診療所数; 病床数, 月・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設—廃止—休止—再開別
第138表*	施設数, 開設—廃止—休止—再開・施設の種類の別
第139表*	施設数, 開設者の変更状況・施設の種類の別
第140表*	病院数, 病床規模の変更状況別
第141表*	療養病床を有する施設数, 療養病床の規模・施設の種類の別
第142表*	一般診療所数, 病床規模の変更状況別

医療施設（動態）調査 結果表一覧（案）

医療施設（動態）調査結果表一覧は、毎月実施している医療施設（動態）調査の結果表です。

厚生労働省

医療施設(動態)調査 結果表一覧 (案)

【上巻掲載統計表】

<全国編>

年次推移

第 1 表	施設数・構成割合・人口10万対施設数, 年次・施設の種別
第 2 表	病床数・人口10万対病床数・1病床当たり人口, 年次・病床の種別
第 3 表	病院数・病床数, 年次・開設者別
第 4 表	一般診療所数, 年次・開設者別
第 5 表	歯科診療所数, 年次・開設者別
第 6 表	病院数・構成割合, 年次・病床の規模・精神科病院—一般病院(再掲)別
第 7 表	一般病院数(重複計上), 年次・診療科目別

病院

第 8 表	病院数, 病院—病床の種類・開設者別
第 9 表	病院数, 病院—病床の種類・病床の規模別
第 10 表	病院数, 開設者・病院の種類・病床の規模別
第 11 表	病院数(重複計上), 特殊病床等の占める割合・病床の規模別
第 12 表	病院の病床数, 病床—病院の種類・開設者別
第 13 表	病院の病床数, 病床—病院の種類・病床の規模別
第 14 表	病院の病床数, 開設者・病院の種類・病床の規模別
第 15 表	病院数, 社会保険診療等・開設者・精神科病院—一般病院別
第 16 表	病院数(重複計上), 開設者・診療科目・精神科病院—一般病院別
第 17 表	病院数(重複計上), 病床の規模・診療科目・精神科病院—一般病院別

一般診療所

第 18 表	一般診療所数; 病床数, 病床の有無・病床の規模・開設者別
--------	-------------------------------

歯科診療所

第 19 表	歯科診療所数; 病床数, 病床の有無・病床の規模・開設者別
--------	-------------------------------

休止・休診中

第 20 表	休止・休診中施設数, 施設の種別・開設者別
--------	-----------------------

施設の動態状況

第 21 表	病院数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・病床の種類・開設者別
第 22 表	病院数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・病床の種類・病床の規模別
第 23 表	病院の変更増床数・減床数, 病床の種類・開設者別
第 24 表	病院の変更増床数・減床数, 病床の種類・病床の規模別
第 25 表	病院数, 病院の病床規模の変更状況・精神科病院—一般病院別
第 26 表	一般診療所数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者・病床の有無別
第 27 表	一般診療所の変更増床数・減床数, 療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者別
第 28 表	一般診療所の変更増床数・減床数, 療養病床を有する一般診療所(再掲)・病床の規模別
第 29 表	歯科診療所数; 病床数, 開設—廃止—休止—再開・開設者・病床の有無別

【下巻掲載統計表】

<都道府県編>

年次推移

第 1 表	病院数, 年次・都道府県別
第 2 表	一般診療所数, 年次・都道府県別
第 3 表	歯科診療所数, 年次・都道府県別
第 4 表	病院の病床数, 年次・都道府県別
第 5 表	一般診療所の病床数, 年次・都道府県別

病院

第 6 表	病院数, 病院—病床の種類・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 7 表	病院数, 開設者・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
第 8 表	病院数, 病床の規模・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別

第 9 表	病院の病床数, 病床一病院の種類・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 10 表	病院の病床数, 開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
第 11 表	病院の病床数, 病床の規模・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
第 12 表	病院の人口10万対病床数, 病床一病院の種類・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 13 表	病院数, 社会保険診療等・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別
第 14 表	病院数(重複計上), 診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院一一般病院別

一般診療所

第 15 表	一般診療所数, 開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 16 表	一般診療所数; 病床数, 病床の有無・病床の規模・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 17 表	一般診療所の病床数, 開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床(再掲)別
第 18 表	人口10万対一般診療所の病床数, 開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床(再掲)別

歯科診療所

第 19 表	歯科診療所数, 開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
第 20 表	歯科診療所の病床数, 開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別

休止・休止中

第 21 表	休止・休止中施設数, 施設の種類・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
--------	---

施設の動態状況

第 22 表	病院数; 病床数, 開設-廃止-休止-再開・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の種類別
第 23 表	病院の変更増床数・減床数, 病床の種類・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 24 表	一般診療所数; 病床数, 開設-廃止-休止-再開・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・療養病床を有する一般診療所(再掲)別
第 25 表	歯科診療所数; 病床数, 開設-廃止-休止-再開・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別

【閲覧公表】

二次医療圏・市区町村別

第 1 表	病院数; 病床数, 病院一病床の種類・二次医療圏・市区町村別
第 2 表	一般診療所数・歯科診療所数; 病床数, 病床の有無・二次医療圏・市区町村別
第 3 表	病院数(重複計上), 診療科目・二次医療圏別

都道府県別

第 4 表	病院数, 病院一病床の種類・開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 5 表	病院数, 病院一病床の種類・病床の規模・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 6 表	病院の病床数, 病床一病院の種類・開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 7 表	病院の病床数, 病床一病院の種類・病床の規模・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 8 表	一般診療所数; 病床数, 病床の有無・病床の規模・開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 9 表	一般病院数, 診療科目(単科)・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 10 表	人口10万対病院数, 病院一病床の種類・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 11 表	人口10万対一般診療所数, 開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無・療養病床を有する一般診療所(再掲)別
第 12 表	人口10万対歯科診療所数, 開設者・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別

その他

第 13 表	病院数(重複計上), 特殊病床等の占める割合・開設者別
第 14 表	病院数, 社会保険診療等・一般病院(再掲)・病床の規模別
第 15 表	一般病院数, 開設者・診療科目(単科)別
第 16 表	一般病院数, 病床の規模・診療科目(単科)別

施設の動態状況

第 17 表	病院数; 病床数, 月・病床の種類・開設者・開設-廃止-休止-再開別
--------	------------------------------------

第 18 表	病院数;病床数,月・病床の種類・病床の規模・開設一廃止一休止一再開別
第 19 表	病院数;病床数,月・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設一廃止一休止一再開別
第 20 表	病院数(重複計上),診療科目・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設一廃止一休止一再開別
第 21 表	病院の変更増床数・減床数,月・病床の種類・開設者別
第 22 表	病院の変更増床数・減床数,月・病床の種類・病床の規模別
第 23 表	病院の変更増床数・減床数,月・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別
第 24 表	一般診療所数;病床数,月・療養病床を有する一般診療所(再掲)・開設者・開設一廃止一休止一再開別
第 25 表	一般診療所数;病床数,月・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設一廃止一休止一再開別
第 26 表	歯科診療所数;病床数,月・開設者・開設一廃止一休止一再開別
第 27 表	歯科診療所数;病床数,月・都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)・開設一廃止一休止一再開別
第 28 表	施設数,開設一廃止一休止一再開・施設の種別
第 29 表	施設数,開設者の変更状況・施設の種別
第 30 表	病院数,病床規模の変更状況別
第 31 表	療養病床を有する施設数,療養病床の規模・施設の種別
第 32 表	一般診療所数,病床規模の変更状況別

平成29年に実施する医療施設(静態・動態)調査 変更結果表一覧(案)

1 追加

(追加理由)

・ 調査事項の追加に伴うもの

29年結果表No.		表題
全 国 編	第11表	病院の従事者数, 年次・職種・精神科病院—一般病院(再掲)別
	第12表	病院の100床当たり従事者数, 年次・職種・精神科病院—一般病院(再掲)別
	第91表	病院の従事者数, 精神科病院—一般病院・職種別
	第92表	1病院当たり従事者数, 精神科病院—一般病院・職種別
	第93表	病院の100床当たり従事者数, 精神科病院—一般病院・職種別
	第94表	病院の従事者数, 職種・開設者・精神科病院—一般病院別
	第95表	病院の100床当たり従事者数, 職種・開設者・精神科病院—一般病院別
	第96表	1病院当たり従事者数, 職種・病床規模・精神科病院—一般病院別
	第97表	病院の100床当たり従事者数, 職種・病床規模・精神科病院—一般病院別
都 道 府 県 編	第31表	病院の従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
	第32表	病院の100床当たり従事者数, 医師—薬剤師—看護要員・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
	第33表	病院の常勤換算医師数・人口10万対常勤換算医師数、年次・都道府県別
閲 覧 表	第36表	病院の従事者数, 職種・二次医療圏別
	第68表	1病院当たり従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
	第69表	病院の100床当たり従事者数, 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・精神科病院—一般病院別
	第70表	1病院当たり従事者数, 精神科病院—一般病院・医師—薬剤師—看護要員・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
	第71表	病院の従事者数, 職種・開設者・都道府県・一般病院(再掲)別
	第72表	病院の従事者数, 職種・病床規模・都道府県・一般病院(再掲)別
	第113表	地域医療支援病院の従事者数, 職種・開設者別
	第114表	病院の従事者数, 職種・病床規模・精神科病院—一般病院・地域医療支援病院(再掲)別
	第115表	1病院当たり従事者数, 職種・開設者・精神科病院—一般病院別
	第116表	地域医療支援病院の100床当たり従事者数, 職種・開設者別
	第117表	地域医療支援病院1病院当たり従事者数, 職種・病床規模別
第118表	地域医療支援病院の100床当たり従事者数, 職種・病床規模別	

2 削除

(削除理由)

・ 調査事項の削除に伴うもの

26年結果表No.		表題
全 国 編	第117表	一般診療所数, レセプト処理用コンピューターの導入状況・病床の有無・開設者別
	第140表	歯科診療所数, レセプト処理用コンピューターの導入状況・開設者別
閲 覧 表	第21表	一般診療所数, レセプト処理用コンピューターの導入状況・病床の有無・二次医療圏別
	第23表	歯科診療所数, レセプト処理用コンピューターの導入状況・二次医療圏別
	第78表	一般診療所数, レセプト処理用コンピューターの導入状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
	第97表	歯科診療所数, レセプト処理用コンピューターの導入状況・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

(削除理由)

・ 他統計表との統合整理等

26年結果表No.		表題	29年結果表No. (統合整理後)
全 国 編	第42表	病院数, 病棟に勤務する保育士の状況・一般病院(再掲)・開設者別	全国編 第94表
	第43表	病院数, 病棟に勤務する保育士の状況・一般病院(再掲)・病床の規模別	閲覧表 第72表
閲 覧 表	第52表	病院数, 病棟に勤務する保育士の状況, 都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別	都道府県編 第31表
	第87表	一般診療所の看護職従事者数(実人員), 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別	都道府県編 第51表
	第102表	歯科診療所の看護職従事者数(実人員), 職種・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別	都道府県編 第61表

3 変更

(変更理由)

・ 調査事項の変更(※)に伴うもの (変更箇所:太字ゴシック部分。)

29年結果表No.		表題
全 国 編	第25表	病院の患者数 , 精神科病院—一般病院・開設者別
	第26表	病院の患者数 , 精神科病院—一般病院・病床の規模別
	第28表	病院の患者数 (重複計上), 救急告示—救急医療体制別
	第79表	病院数(重複計上);実施件数, 手術等 ・一般病院(再掲)・開設者別
	第80表	病院数(重複計上);実施件数, 手術等 ・一般病院(再掲)・病床の規模別
	第87表	病院数(重複計上), 歯科設備 ・一般病院(再掲)・開設者別
	第88表	病院数(重複計上), 歯科設備 ・一般病院(再掲)・病床の規模別
	第107表	一般診療所の 患者数 , 開設者別
	第108表	一般診療所の 患者数 , 診療科目(主たる診療科目)・病床の有無別
	第109表	一般診療所の 患者数 , 診療科目(単科)・病床の有無別
	第130表	一般診療所数(重複計上);実施件数, 手術等 ・病床の有無・開設者別
	第146表	歯科診療所数(重複計上), 開設者・ 歯科設備 別
都 道 府 県 編	第16表	病院の患者数 , 精神科病院—一般病院・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
	第28表	病院数(重複計上);実施件数, 手術等 ・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
	第42表	一般診療所の 患者数 , 都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別
	第49表	一般診療所数(重複計上);実施件数, 手術等 ・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・病床の有無別
閲 覧 表	第29表	病院数(重複計上);実施件数, 手術等 ・二次医療圏別
	第30表	一般診療所数(重複計上);実施件数, 手術等 ・二次医療圏別
	第66表	病院数(重複計上), 歯科設備 ・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)・一般病院(再掲)別
	第101表	歯科診療所数(重複計上), 歯科設備 ・都道府県—指定都市・特別区・中核市(再掲)別

※ 開設者の名称変更、医用画像管理システム(PACS)の導入予定時期及び診療録電子化(電子カルテ)の電子化予定時期の年次の更新に係るものを除く。

4 その他

(変更理由)

- ・ 集計内容の明確化等

29年結果表No.		変更内容
全 国 編	第25表、第26表、第32表～第37表、第45表～第48表、第51表～第66表、第73表、第74表、第157表	全国における結核療養所の施設数が0になったことに伴い、表題を整理し、結果表の表頭または表側が「総数－精神科病院－一般病院」の場合は「(再掲)」を削除する(年次推移を除く。)
	第28表	「救急医療体制」は重複回答項目であるため、「病院の患者数(重複計上)」とする。
	第67表、第68表、第124表、第125表	「遠隔医療システム」の病院数、一般診療所数は重複計上ではないため、「病院数」、「一般診療所数」とする。
	第111表	「処方状況」ではないため、「院内－院外－院内外」とする。
	第140表	「救急医療体制」は重複回答項目ではないため、「歯科診療所数」とする。
	第152表	病院、一般診療所及び歯科診療所別に表章しているため、「施設の種別」を追加する。
都道府県編	第7表、第8表、第11表、第12表、第16表、第21表～第25表	全国における結核療養所の施設数が0になったことに伴い、表題を整理し、結果表の表頭または表側が「総数－精神科病院－一般病院」の場合は「(再掲)」を削除する(年次推移を除く。)
	第62表	病院、一般診療所及び歯科診療所別に表章しているため、「施設の種別」を追加する。
関 覧 表	第7表	「救急医療体制」は重複回答項目であるため、「病院の患者数(重複計上)」とする。
	第16表、第96表	「救急医療体制」は重複回答項目ではないため、「歯科診療所数」とする。
	第44表	「9月中に休診していた診療科目」の病院数は、重複計上であるため「病院数(重複計上)」とする。
	第46表、第47表、第57表～第62表、第64表、第110表、第111表	全国における結核療養所の施設数が0になったことに伴い、表題を整理し、結果表の表頭または表側が「総数－精神科病院－一般病院」の場合は「(再掲)」を削除する(年次推移を除く。)
	第52表	調査票の表記が「初期(軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設)」であるため、同様とする。
	第63表、第84表	「遠隔医療システム」の病院数、一般診療所数は重複計上ではないため、「病院数」、「一般診療所数」とする。
	第77表	「処方状況」ではないため、「院内－院外－院内外」とする。
	第139表、第141表	病院、一般診療所及び歯科診療所別に表章しているため、「施設の種別」を追加する。

(変更理由)

- ・ 表題の表記を統一するため

29年結果表No.		変更内容
全 国 編	第18表～第20表、第25表～第28表、第99表、第100表	病床数や患者数、配置看護単位数について、冒頭に「病院の」を追加する。
都道府県編	第10表～第13表	
関 覧 表	第41表、第42表、第74表	

(変更理由)

- ・ 動態調査のみ実施年の動態調査の結果表との整理

29年結果表No.		変更内容
全 国 編	第31表	「精神科病院—一般病院」別を追加する。
都 道 府 県 編	第18表	
	第52表	「病床の有無別」を追加する。

(閲覧表に移動)

29年結果表No.		変更内容
閲 覧 表	第51表	H26下巻 第19表より移動
	第110表	H26上巻 第45表より移動
	第111表	H26上巻 第47表より移動

医療施設(動態)調査 変更結果表一覧(案)

(変更理由)

・ 集計内容の明確化等

	結果表番号	変更内容
全 国 編	第12表～第14表	病床数について、冒頭に「病院の」を追加する。
	第20表	病院、一般診療所及び歯科診療所別に表章しているため、「施設の種別」を追加する。
	第25表	全国における結核療養所の施設数が0になったことに伴い、表題を整理し、結果表の表頭または表側が「総数-精神科病院-一般病院」の場合は「(再掲)」を削除する(年次推移を除く。)
	第26表、第29表	有床の診療所または無床の診療所別に表章しているため、「病床の有無別」を追加する。
都 道 府 県 編	第7表、第8表、第10表、第11表	全国における結核療養所の施設数が0になったことに伴い、表題を整理し、結果表の表頭または表側が「総数-精神科病院-一般病院」の場合は「(再掲)」を削除する(年次推移を除く。)
	第9表、第12表	病床数について、冒頭に「病院の」を追加する。
	第21表	病院、一般診療所及び歯科診療所別に表章しているため、「施設の種別」を追加する。
閲 覧 表	第29表、第31表	病院、一般診療所及び歯科診療所別に表章しているため、「施設の種別」を追加する。

(変更理由)

・ 静態調査実施年の動態調査の結果表との整理

	結果表番号	変更内容
都 道 府 県 編	第18表	「開設者別」を追加する。
閲 覧 表	第11表	「療養病床を有する一般診療所(再掲)」を追加する。
	第14表	一般病院のみではなく、病院総数も表章する。

「医療施設調査」の実施の必要性

1 調査の目的・必要性

本調査は、全国の病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査という。」）を3年ごとに実施するとともに、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査という。」）を毎月実施している。

調査結果については、医療サービス提供体制の構築に係る医療法等の制度改正や、診療報酬改定のための基礎資料等として幅広く利用されている。

また、医療施設の状況を常時確実に把握することは、医療行政に不可欠の要素であることから、動態調査を毎月実施しているところであり、他の統計調査等で代替することはできない。加えて、厚生労働省等が実施する他の統計調査が標本抽出を行うための母集団情報としても利用されている。

2 他調査との重複

医療施設に関する調査としては、本調査のほかに、当省が実施する「病院報告」がある。

ただし、この調査は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握するものであり、検査・手術の実施状況や診療設備の保有状況などの診療機能の詳細を把握する本調査とは調査内容が異なっており、内容は重複していない。また、病院報告は診療所については悉皆調査ではないことから、本調査の代替とすることができない。

3 行政記録情報の利活用

静態調査では当省で保有している地域医療支援病院、災害拠点病院、開放型病院、在宅療養支援病院の行政記録情報を活用しており、動態調査では、都道府県が保有している医療施設の開設、廃止、変更等の届出の行政記録情報を基に調査票情報を作成している。

4 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

医療施設調査は事業所母集団データベース運用管理規定「第9 事業所母集団DBに記録する統計調査」に該当するため、個票データを平成30年12月に登録予定とし、調査結果名簿についても同時期に登録する予定。

医療施設調査結果の利用状況

医療行政等の施策への利用

施設数、病床数、診療科目別施設数は最も基礎的なデータとして利用されている。

1 医療提供体制関係

- ◆ 医療計画策定のための基礎資料
 - 医療計画の見直し等に関する検討会
- ◆ 審議会・検討会等の基礎資料
 - 社会保障制度改革国民会議
 - 社会保障審議会医療保険部会
 - 病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会
 - 特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会 等

2 診療報酬関係

- ◆ 診療報酬改定検討の際の基礎資料
- ◆ 最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成の基礎資料

3 その他

- ◆ 「子ども・子育てビジョン」： 施策に関する数値目標の新生児集中治療管理室(NICU)病床数
- ◆ がん対策推進基本計画中間報告書： 緩和ケアチームを設置している医療機関数等
- ◆ 政策評価の指標
- ◆ 都道府県における保健統計年報等行政資料

他の統計調査の標本設計における利用

患者調査、受療行動調査、医療経済実態調査等の調査の標本設計に当たり、母集団情報を提供

白書等における分析での利用

- ◆ OECD (Health Data) への報告： 医療機器の設置状況等
- ◆ 厚生労働白書： 施設数・病床数等
- ◆ 「WHO 西太平洋地域加盟保健状況調査」等

資料2及び資料3の参考

平成28年12月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第99号及び第100号の概要

(医療施設調査及び患者調査の変更)

1 医療施設調査の概要

調査の目的

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ること。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とし、昭和28年から医療施設調査として毎年実施
- 昭和48年からは、都道府県等を対象に、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に係る情報を把握する「動態調査」を毎月実施。また、昭和50年からは、全ての医療施設を対象に、当該施設の詳細な実態を把握する「静態調査」を3年周期で実施

調査期日

- 【静態調査】平成29年10月1日現在（ただし、一部の調査事項（外来患者数等）については9月中の状況）
- 【動態調査】毎月（1日～月末）

調査範囲及び報告者数

- 【静態調査】（全数調査）
 - ①病院 約8,500施設
 - ②一般診療所 約10万1000施設
 - ③歯科診療所 約6万9000施設
- 【動態調査】（全数調査）
都道府県、保健所を設置する市、特別区

調査票及び調査事項

- 【静態調査（病院票、一般診療所票及び歯科診療所票）】
開設者、診療科目、設備、従事者数及びその勤務状況、許可病床数、社会保険診療の状況、診療・検査の実施状況 等
- 【動態調査（動態調査票）】
開設者、診療科目、許可病床数、従事者数 等

調査組織

- 【静態調査】厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者（医療施設）
- 【動態調査】厚生労働省 - 報告者（都道府県） - 報告者（保健所を設置する市・特別区）
※調査方法⇒〔配布〕郵送〔回収〕郵送、オンライン（静態調査は政府統計共同利用システム、動態調査は電子メール（LGWAN））

結果公表

- 【静態調査】 調査実施年の翌年10月に公表
- 【動態調査】 調査対象月の翌々月下旬に公表

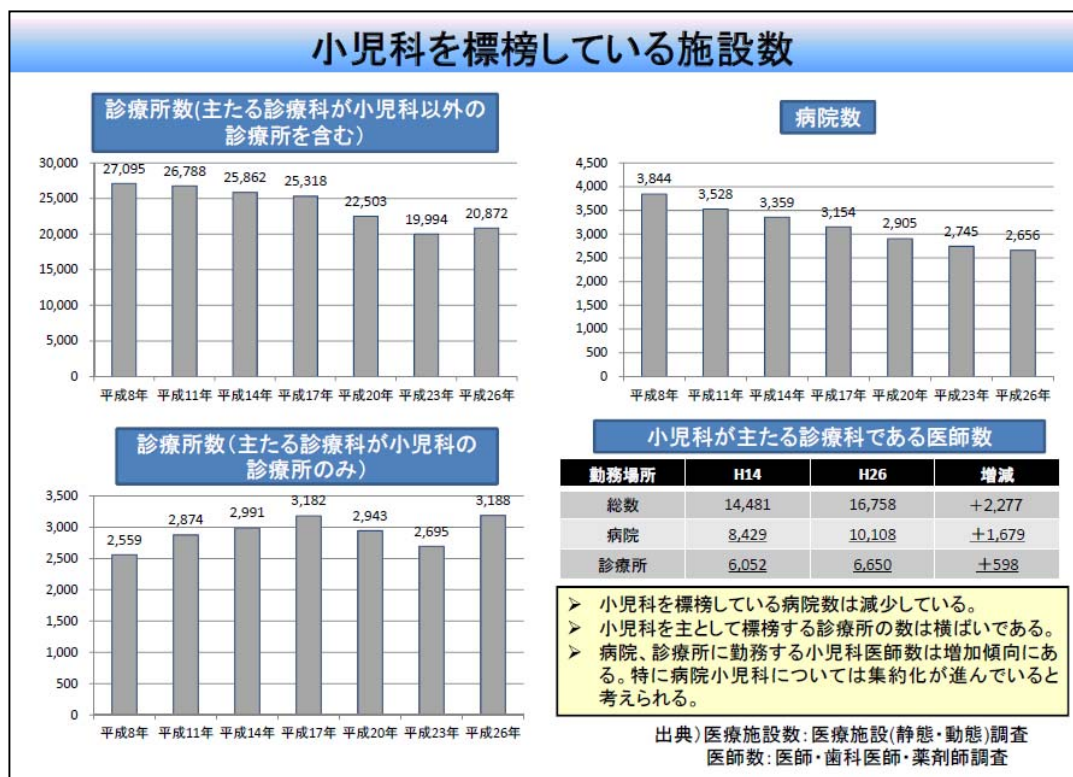
2 医療施設調査結果の利活用状況（1）

行政施策上の利用

○ 医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示)に規定する5疾病・5事業(注1)に必要とされる医療機能(注2)の検討に当たっての基礎資料として利用

(注1) 5疾病は、①がん、②脳卒中、③急性心筋梗塞、④糖尿病及び⑤精神疾患を、5事業は、①救急医療、②災害時における医療、③へき地の医療、④周産期医療及び⑤小児医療(小児救急医療を含む。)をいう。

(注2) 例えば、小児医療の医療連携体制に係る機能としては、小児の健康状態の相談を行う機能、在宅当番医制、休日夜間急患センターや24時間対応する診療所等初期の小児救急医療を提供する機能、緊急手術や入院を必要とする小児救急患者に医療を提供する機能(発症から外来での通院や入院を経て居宅等に戻るまでの医療の流れ、病態・医療機能に着目した診療実施施設、小児救急医療の提供体制等)等が必要とされる。

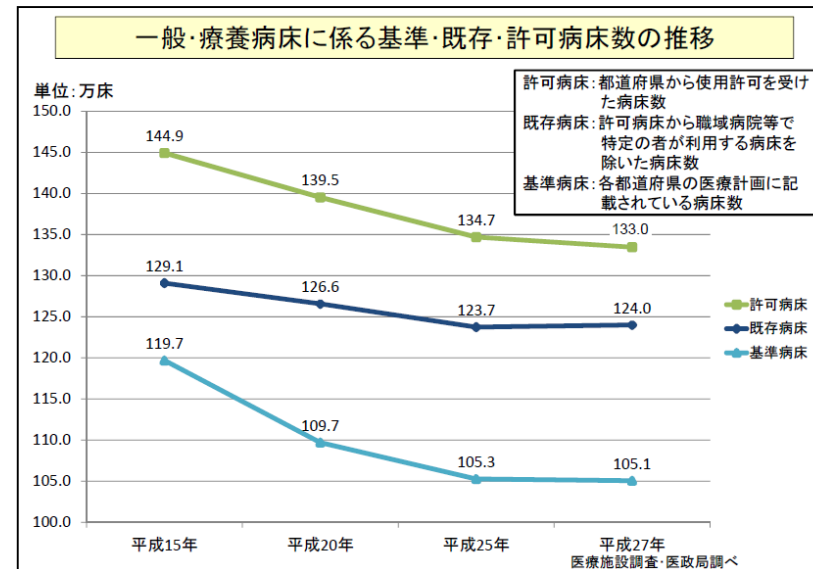


2 医療施設調査結果の利活用状況（2）

行政施策上の利用

都道府県が「医療計画（注）」を作成する上で重要な技術的事項を示す「医療計画作成指針」（厚生労働省医政局長通知）の策定において、計画期間における基準病床数の考え方などの検討に当たっての基礎資料として利用

（注）医療法に基づき、都道府県が地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために作成する行政計画。おおむね5年に一度改定。現行の第6次医療計画の計画期間は平成25～29年の5年間。次期の第7次医療計画の計画期間は平成30～35年の6年間を予定



他の統計調査への利用

- 厚生労働省が実施する医療施設を対象とする各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報として利用

3 - 1 医療施設調査の変更 (1)

【調査事項の変更】

【変更内容①】

【「従事者数」の追加】

病院の職種別従事者数は、従来、病院報告(一般統計調査)において毎年把握していたが、主要な職種については行政記録情報等(注)で把握可能なため、病院報告による把握を中止し、本調査において3年周期での把握に変更〔病院票〕

(注) 医療法に基づく病床機能報告(病棟単位の医療機能の把握)や医療機能情報提供制度(医療情報ネット:医療機能情報の把握・提供)(いずれも毎年把握)

(36) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。																		
職 種	常 勤				非常勤(常勤換算)				職 種	常勤換算								
	「常勤」従事者の人数				「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)					「常勤」と「非常勤」従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)								
								↓小数点										
01	医師								08	看護業務補助者								
02	歯科医師								09	理学療法士(PT)								
									10	作業療法士(OT)								
									11	視能訓練士								
									12	言語聴覚士								
									13	義肢装具士								
03	薬剤師								14	歯科衛生士								
04	保健師								15	歯科技工士								
05	助産師								16	診療放射線技師								
06	看護師								17	診療エックス線技師								
07	准看護師								18	臨床検査技師								
									19	衛生検査技師								
									20	臨床工学技士								
									21	あん摩マッサージ指圧師								
									22	柔道整復師								
									23	管理栄養士								
									24	栄養士								
									25	精神保健福祉士								
									26	社会福祉士								
									27	介護福祉士								
									28	保育士								
									29	その他の技術員								
									30	医療社会事業従事者								
									31	事務職員								
									32	その他の職員								

職 種	実人員	常勤換算
	「常勤」・「非常勤」 従事者の人数	「常勤」と「非常勤」従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)
		↓小数点
03		
04		
05		
06		
07		

(注) 08~32も記入してください。

- 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。
- 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。
得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。
常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。
常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。
- 「28 保育士」は、子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

【論点】 調査事項の変更について、調査目的、調査結果の利活用状況及び報告者負担の軽減の観点から、適当か。

3 - 1 医療施設調査の変更（2）

【調査事項の変更】

[変更内容②]

【「9月中の外来患者」の「診療時間外に受診した患者の延数」等の削除】

行政記録情報等^(注)により把握可能なため、「9月中の外来患者」の「診療時間外に受診した患者の延数」、「手術等の実施状況」の「悪性腫瘍手術の部位別実施件数」を削除〔病院票及び一般診療所票〕

(注) 医療法に基づく病床機能報告や、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき構築された「レセプト情報・特定健診等情報データベース」に蓄積されたレセプトデータ（いずれも毎年把握）

[変更内容③]

【「レセプト処理用コンピューターの導入状況」の削除】

平成23年度からの診療報酬明細書（レセプト）の原則電子請求の方針の下、経過措置として、審査支払機関への届出により、紙による請求が認められていた猶予期限（平成27年3月31日）が終了したことを踏まえ、「レセプト処理用コンピューターの導入状況」を削除〔一般診療所票及び歯科診療所票〕

[論点] 調査事項の変更について、調査目的、調査結果の利活用状況及び報告者負担の軽減の観点から、適当か。

3 - 2 医療施設調査の変更

【調査方法の変更】

[現状]

前々回調査(平成23年調査)では、従来の郵送調査(紙媒体又はCD-R等電磁的記録媒体)に加え、初めて病院を対象としてオンライン調査^(注1)を導入。前回調査(平成26年調査)では、更に協力可能とした地域において一般診療所についても試行的にオンライン調査を導入

(注1) 政府統計共同利用システムを利用した報告

[変更内容]



病院(約8,500施設)に加え、一般診療所(約10万1000施設)及び歯科診療所(約6万9000施設)についてもオンライン調査を全面的に導入。これに伴い、電磁的記録媒体による提出を廃止^(注2)

(注2) 静態調査及び動態調査ともにCD-R等による提出を廃止

[論点]

- ① 前回調査におけるオンライン調査の実施状況を十分検証し、その結果を踏まえたものとなっているか。
- ② オンライン調査の円滑な導入・推進とともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。
- ③ 都道府県等経路機関の業務負担の軽減を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。

4 前回答申時の課題への対応

前回答申（注）において指摘された「今後の課題」と、課題への対応状況は以下のとおり。

（注）「諮問第62号の答申 医療施設調査の変更について」（平成26年3月24日付け府統委第23号）

今後の課題

- **時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定**
本調査の調査項目の見直しに当たっては、変化への対応の要請のみならず、時系列的な把握の重要性についても十分留意して検討すること。
- **病院票に係るオンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上**
経路機関及び病院に対して、オンライン調査を実施するメリットを十分に説明・周知し、オンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上に努めること。
- **一般診療所及び歯科診療所に係るオンライン調査の本格導入の検討**
一般診療所を対象とする試行的実施の結果を踏まえ、平成29年調査に向けて、診療所を対象とする調査へオンライン調査の本格導入について検討すること。

対応状況：指摘を踏まえ措置予定

- 調査の目的、政策的ニーズ等を踏まえ、基本的には、前回調査と同一の調査事項による時系列的な変化の把握の重要性に留意して調査事項を設定
- 病院に加え、一般診療所及び歯科診療所を対象とする調査においてもオンライン調査を導入
また、オンライン調査の利用地域の拡大及び利用率の向上のため、オンライン調査システム利用に係るコールセンターの拡充等を実施

1 患者調査の概要

調査の目的

医療施設を利用する患者の傷病の状況等の実態を明らかにすることにより、医療行政に必要な基礎資料を得ること。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とし、昭和28年から患者調査として毎年実施
- 昭和59年からは地域別表章が可能となるよう報告者数を増加し、医療施設（静態）調査と同時期に3年周期で実施

調査期日

- 【病院入院（奇数※）票、病院外来（奇数※）票、病院（偶数※）票】
平成29年10月17日～19日のうち指定された1日
※基本的に生年月日の末尾が奇数、偶数の患者を対象とすることを示す。
- 【一般診療所票、歯科診療所票】
平成29年10月17、18、20日のうち指定された1日
- 【病院退院票、一般診療所退院票】
平成29年9月1日～30日

調査範囲 及び 報告者数

- 病院
約6,500施設（母集団約8,500施設）
- 一般診療所
約6,000施設（母集団約10万1000施設）
- 歯科診療所
約1,300施設（母集団約6万9000施設）

調査票 及び 調査事項

- 【病院入院（奇数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院年月日、受療の状況、病床の種別、紹介の状況 等
- 【病院外来（奇数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、初診・再来の別、受療の状況、紹介の状況 等
- 【病院（偶数）票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、入院・外来の別
- 【一般診療所票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院・外来の別、受療の状況、病床の種別、紹介の状況 等
- 【歯科診療所票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、初診・再来の別、傷病名 等
- 【病院退院票及び一般診療所退院票】 ⇒ 患者の性別、出生年月日、住所、入院・退院年月日、受療の状況、手術の有無 等

調査組織

- 厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者（医療施設）
※調査方法⇒〔配布〕郵送〔回収〕郵送、オンライン（政府統計共同利用システム）

結果公表

- 調査実施年の翌年10月に公表

2 患者調査結果の利活用状況（1）

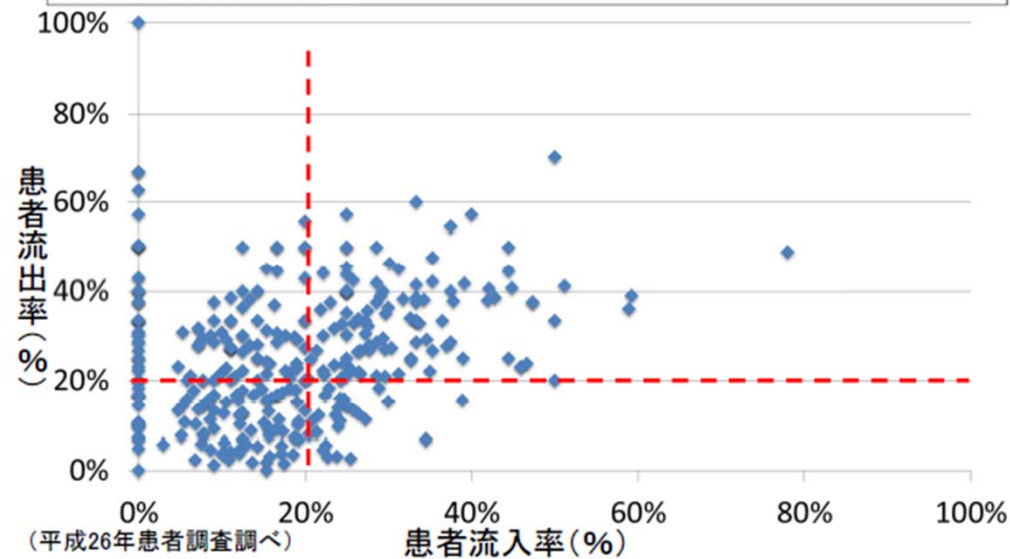
行政施策上の利用

- 「医療計画作成指針」の策定に当たって、本調査結果を基に算出した入院患者の流出率・流入率を、二次医療圏^(注)の設定基準の検討のための基礎資料として利用

(注) 医療法において、一般の入院に係る医療を提供することが相当である地域的単位(二次医療圏)、特殊な医療を提供する地域的単位(三次医療圏)をそれぞれ定義し、医療計画の中で各圏域を定めることとしている。
二次医療圏の設定・見直しに係る検討において、療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合20%未満かつ推計流出入院患者割合20%以上を参考として利用

平成26年度患者調査に基づく医療圏間の流出入の状況

- 医療圏見直しの基準を平成26年患者調査に当てはめると、**78医療圏**が該当
- このうち、前回の医療計画見直し時においても、医療圏見直しの基準に該当した医療圏は、**57医療圏**



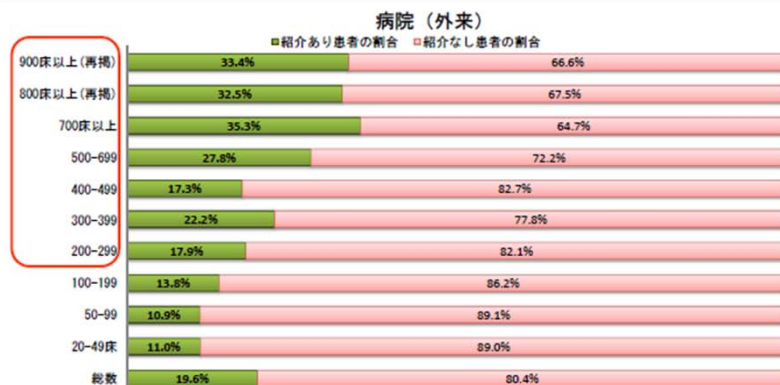
2 患者調査結果の利活用状況（2）

行政施策上の利用

- 平成28年度診療報酬改定において、外来医療機能分化（主治医機能の評価、大病院の一般外来の縮小）の推進に当たり、本調査で把握した病院（病床規模別）における外来患者の紹介率を基礎資料として利用

病床規模別の紹介率の状況

- 病床規模が大きくなるほど紹介率は高くなる傾向にあるが、病床数が200床以上の病院についてみても、外来患者総数に占める紹介なしの患者の割合が6割～8割と高い水準にある。

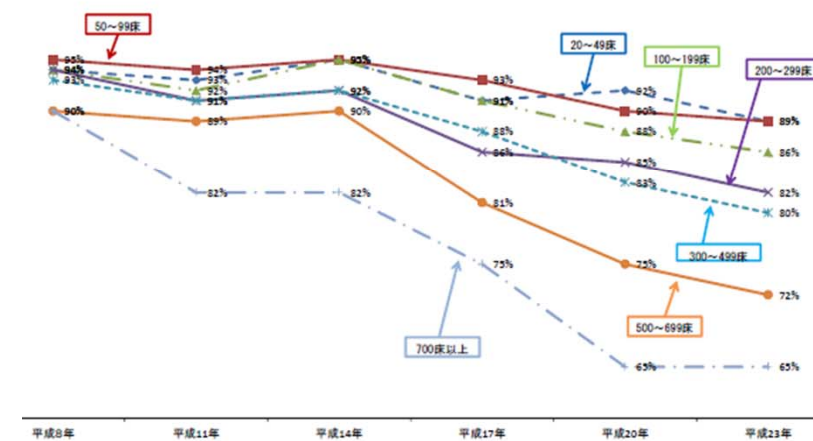


紹介あり患者の割合：外来患者総数のうち、（病院や一般診療所等からの）紹介ありと答えた患者の割合。

（出所）平成23年患者調査、平成25年11月27日中央社会保険医療協議会提出資料2を基に作成。
注：宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。

紹介なしで外来受診した患者の割合の推移（病床数別）

- 500床以上の病院においては、紹介なしで外来受診した患者の割合は減少傾向にあるものの、依然として約7割と高い水準にある。



（出所）平成8年～平成23年患者調査を基に作成。
注：平成23年患者調査については、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

地方公共団体における利用

- 都道府県における二次医療圏設定及び基準病床数算定の際の基礎データとして利用

3 - 1 患者調査の変更

【調査事項の変更】

[変更内容①]

【「副傷病名」の選択肢の変更】

適切な表記となるよう^(注)、「慢性腎不全(慢性腎臓病)」を「慢性腎臓病(慢性腎不全等)」に変更 [病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、一般診療所票、病院退院票及び一般診療所退院票]

(注) 「慢性腎臓病」が一般的な名称となっており、かつ、「慢性腎不全」は「慢性腎臓病」に包含されるとしている。

[変更内容②]

【「手術の有無」欄の「手術名」等の削除】

行政記録情報等^(注)により一定の情報が把握可能であることなどから、「手術の有無」欄の「手術名」及び「受療の状況」欄の「肝疾患の状況」を削除 [病院退院票及び一般診療所退院票]

(注) 中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織・DPC評価分科会の下で実施している「DPC導入の影響評価に係る調査」結果(毎年把握)など。
なお、DPC(Diagnosis Procedure Combination(診断と治療・処置の組合せ))制度は、急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度(診断群分類に基づく1日当たり包括支払い制度)のことであり、平成28年4月現在で1,667病院が対象

[論点] 調査事項の変更につき、調査目的、調査結果の利活用状況及び報告者負担の軽減の観点から、適当か。

3 - 2 患者調査の変更

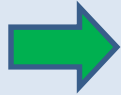
【調査方法の変更】

[現状]

前回調査(平成26年調査)では、従来の郵送調査(紙媒体又はCD-R等電磁的記録媒体)に加え、病院のみを対象として初めてオンライン調査^(注)を導入

(注) 政府統計共同利用システムを利用した報告

[変更内容]



病院(約6,500施設)に加え、一般診療所(約6,000施設)及び歯科診療所(約1,300施設)についてもオンライン調査を全面的に導入

(注) CD-R等による提出は引き続き実施

[論点]

- ① 前回調査におけるオンライン調査の実施状況を十分検証し、その結果を踏まえたものとなっているか。
- ② オンライン調査の円滑な導入・推進とともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。
- ③ 都道府県等経路機関の業務負担の軽減を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。

4 前回答申時の課題への対応

前回答申（注）において指摘された「今後の課題」と、課題への対応状況は以下のとおり

（注）「諮問第63号の答申 患者調査の変更について」（平成26年3月24日付け府統委第24号）

今後の課題

○ 診療所を対象とする調査へのオンライン調査導入の検討

平成26年調査における病院を対象とする調査でのオンライン調査の実施結果の分析や経路機関及び医療機関を対象としたアンケート調査の実施等を通じて、経路機関における調査関係業務の負担の状況、オンライン調査を実施する上での課題や問題点、効果等について十分な実態把握を行うとともに、その対策を十分に検討すること。

この結果を踏まえて、平成29年調査に向けて、診療所を対象とする調査へオンライン調査を導入することを検討すること。



対応状況：指摘を踏まえ措置予定

- 病院に加え、一般診療所及び歯科診療所を対象とする調査においてもオンライン調査を導入
また、都道府県等経路機関の負担軽減のため、オンライン調査システム利用に係るコールセンターの拡充等を実施